

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	相模原市 地方税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、平成30年1月のシステム更新後の地方税事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年3月28日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	地方税事務								
②事務の内容 ※	地方税法及び相模原市市税条例等の法令に基づく下記の事務 ①個人住民税に関する事務 ②固定資産税・都市計画税に関する事務 ③軽自動車税に関する事務 ④事業所税申告納付に関する事務								
③対象人数	[30万人以上] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	課税システム								
②システムの機能	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能 ①各税目の納税者番号の付番、確認 ②各税目の税額計算及び台帳作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者の基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦各種証明書発行								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)									

システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。</p> <p>国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じ送付される。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)の機能</p> <p>①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。</p> <p>②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p> <p>ただし、本市では国税連携システム(eLTAX)に送信される確定申告書等のデータを媒体を介し取り込みを行うため、課税システムと回線接続はしない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム(以下、「eLTAX」という。)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税共同機構でサービスを開始したシステムである。</p> <p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>・審査システム(eLTAX)には、</p> <p>①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p> <p>②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。</p> <p>③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p> <p>・本人確認用データを地方公共団体から審査システム(eLTAX)にて、地方税共同機構の地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)にて登録処理される。</p> <p>ただし、本市が審査システム(eLTAX)から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税課税情報ファイル 2. 個人住民税課税情報ファイル(eLTAX) 3. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル 4. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル(eLTAX) 5. 軽自動車税課税情報ファイル 6. 事業所課税情報ファイル 7. 事業所課税情報ファイル(eLTAX)	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	①個人特定の正確性が向上するとともに、作業の効率化を図ることができる。 ②賦課徴収の精度が高まり、公平・公正な課税を実現することができる。 ③申告、減免申請の際に、生活保護受給証明書等の提示が不要となるなど、住民の負担が軽減する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下、「市番号法条例」という。)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(地方税法関係)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局 市民税課、資産税課、税制・債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む
②所属長の役職名	市民税課長、資産税課長、税制・債権対策課長、納税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長
8. 他の評価実施機関	

(備考)

【個人住民税】

- ① 共通基盤システムを介し4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。
- ② 住民、給与支払者、年金支払者、国税庁、他市区町村より、各種申告書情報等を取得する。
- ③ 取得した各種申告書情報等を課税システムへ取り込み(審査システム(eLTAX)から取得した情報については、媒体を介し課税システムへ、審査システム(eLTAX)以外から取得した情報については、パンチ業者によるデータ作成の後課税システムへ取り込む。)、内部番号を付番し、課税資料ファイルを作成する。
- ④ 本市の課税対象者でない場合には、直接又は国税連携システム(eLTAX)により、他市区町村に資料を回送する。
- ⑤ 申告情報に該当する課税対象者が存在しない場合や、申告情報の確認のため入手元へ調査を行う。
- ⑥ 入手元への調査により市内に住民登録がなく、本市(賦課期日住所)の住所で課税となる(住登外課税)者は、共通基盤システムに住登外者として登録し、再度③の処理を実施する。
- ⑦ 入手元への税務調査の結果、市外の納税義務者であったと判明した場合は、④の処理により他市区町村へ資料を回送する。
- ⑧ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行い、税額通知データを出力する。
- ⑨ 出力した税額通知データを封入封緘事業者へ提供し、住民等へ税額通知を行う。また、審査システム(eLTAX)により特別徴収義務者である給与支払者並びに年金保険者に通知する。
- ⑩ 決定・通知された課税情報を共通基盤システムを介し各事務システム及び中間サーバへ連携(移転または提供)する。また、本市で住登外課税した者の住民登録している他市区町村へ本市で課税した旨の通知を送信する。
- ⑪ 担税力に乏しいと思慮される者から、減免申請を受理し、審査のうえ、決定はまたは却下通知を発送する。
- ⑫ 必要に応じ、本市から入手元へ、国税庁または他市区町村から本市へ税務調査を実施する。
- ⑬ 給与支払者(特別徴収義務者)または納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届を受理する。
- ⑭ 住民等からの課税(所得)証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。
- ⑮ 課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム(eLTAX)を経由して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する。

※⑫の税務調査等により、決定された税額に変更・課税取消等の必要が生じた場合、速やかに⑦から⑩の処理を行う。

※②の各種申告書等情報及び⑬の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接本市へ提出されるものも存在する。また、同様に④の他市区町村への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

【固定資産税・都市計画税】

- ① 共通基盤システムを介し4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。
- ② 申告書・申請書・届出書又は法務局からの登記済通知書の情報を入力する。
地方税ポータルシステム(eLTAX)に提出された申告書データにあっては、審査システム(eLTAX)にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。
- ③ 審査システム(eLTAX)にて取得したデータを手入力又は電子データで固定資産税課税システムへ入力する。
- ⑥ 課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、共通基盤システムに住登外者として登録する。
- ⑧ 当初課税分のみ納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。なお、特定個人情報含まない。
- ⑨⑧で作成した通知書を住民へ送付する。なお、当初課税分以外の随時課税分については、封入封緘事業者を介さずに直接送付する。
- ⑪ 減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。
- ⑫ 必要に応じ、税務調査を実施する。
- ⑭ 住民等からの課税(所得)証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。
- ⑮ 課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム(eLTAX)を経由して地方税ポータルシステム(eLTAX)へ提供する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、または本市に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等)の提出がある者及びその被扶養者。
その必要性	個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため ③業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・地方税関係情報: 対象者の市県民税申告書に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・医療保険関係情報: 個人住民税の賦課に係る、適正な社会保険料控除の計算のため ・障害者福祉関係情報: 個人住民税の賦課に係る、障害者控除の計算のため ・生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のため ・介護・高齢者福祉関係情報: 個人住民税の賦課に係る、適正な社会保険料控除の計算のため ・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月
⑥事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<p>[○] 本人又は本人の代理人</p> <p>[○] 評価実施機関内の他部署 (各生活支援課、国保年金課、介護保険課、各高齢・障害福祉相談課、障害者更生相談所、精神保健福祉課、区政推進課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所)</p> <p>[○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ))</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村)</p> <p>[○] 民間事業者 (給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く))</p> <p>[] その他 ()</p>	
②入手方法	<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ</p> <p>[] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] その他 (国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム)</p>	
③入手の時期・頻度	<p>①当初課税処理 給与支払報告書及び年金支払報告書:対象の年度の属する年の1月31日まで 市県民税申告書:対象の年度の属する年の2月16日～3月15日 確定申告書:対象の年度の属する年の3月15日までに申告のあったものについては4月上旬まで ただし、一括課税計算処理(4月中旬)を行うまでは都度入手</p> <p>②当初課税処理以降、新規課税及び税額変更に係る申告等情報については都度入手</p> <p>③給与所得及び公的年金等所得に関する特別徴収税額通知書データ作成時</p> <p>④医療保険関係情報並びに障害者福祉関係情報は、年次切替時(1月)に入手</p> <p>⑤生活保護・社会福祉関係情報は、年次切替時(1月)に入手、他調査の必要性が生じた際に都度入手</p> <p>⑥4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手</p>	
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	<p>①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金等支払報告書の提出義務)等の条文により規定されている。</p> <p>②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の第27号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。</p>	
⑥使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む
	使用者数	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>①申告情報取得に関する事務 ・住民・国税庁・企業・年金保険者・他市区町村から申告情報を取得する。</p> <p>②賦課決定に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・被扶養者の特定を行う。 ・納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ・納税者及び特別徴収義務者へ税額を通知する。</p> <p>③その他事務 ・必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額変更等を行なう。</p>
	情報の突合 ※	市民税の税額計算等を行うため、本人から提出された申告書等の個人番号と共通基盤システム等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>①所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・変更する。</p> <p>②生活保護の扶助等の理由による減免審査を行う。</p>
⑨使用開始日	平成29年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (5) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	課税システム開発・保守・運用
①委託内容	課税システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者(非課税の者を含む)及びその被扶養者
その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (特定個人情報の提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社 RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2		共通基盤システムの開発・保守・運用	
①委託内容		共通基盤システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		個人住民税の課税対象者(非課税の者も含む)及びその被扶養者	
その妥当性		システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。	
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業	
委託事項3		市民税・県民税入力データ作成業務委託	
①委託内容		紙媒体で提出された市民税・県民税申告書、給与支払報告書及び国税連携システム(eLTAX)よりデータ取込した確定申告書のうちで、第2表の補正を要するものについて、申告内容等を電子データへ変換するためパンチ入力し、電子記録媒体で納品する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		申告書等に記載された者	
その妥当性		短時間で大量の紙媒体の課税資料等を電子データ化する必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。	
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書等のデータパンチ並びに電子データ作成及び納品業務	

委託事項4		市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託	
①委託内容		申告書受付会場の案内整理から、申告相談結果に基づく申告書データ入力による申告書作成補助、提出までの業務を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	所得税確定申告書提出者	
	その妥当性	所得税確定申告書は個人住民税の算出にあたり必要不可欠であり、提出期間内に多くの会場で迅速かつ正確な処理体制を確立するため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (特定個人情報は提供しない)	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。	
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務	
委託事項5		市民税・県民税課税事務等業務委託	
①委託内容		課税資料の入力・電話対応等業務委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者(非課税の者も含む)及びその被扶養者	
	その妥当性	効率的な課税資料の入力・電話対応等の業務を行うにあたり、課税システムファイルの課税内容及び課税資料の内容確認、入力を行うため、課税システムファイルを取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内設置の端末機による操作)	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (38) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に掲げる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者(非課税の者を含む)及びその被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先2	給与所得特別徴収義務者(審査システム(eLTAX)により提供するものは除く。)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第1項
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	5月及び徴収方法又は特別徴収税額に変更があった都度 ※ただし、徴収方法又は特別徴収税額に変更があった際の提供は、紙の通知のみ。

移転先1		市番号法条例に定める者(別紙2参照)	
①法令上の根拠		市番号法条例	
②移転先における用途		市番号条例に定める事務	
③移転する情報		個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の課税対象者(非課税の者を含む)及びその被扶養者	
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	
⑦時期・頻度		必要の都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<small><課税システムにおける措置></small> ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 <small><共通基盤システムにおける措置></small> 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 <small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及び情報システム室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、データセンターに設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 6年以上10年未満 <small><選択肢></small> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。	
③消去方法		<small><課税システムにおける措置></small> ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。 <small><共通基盤システムにおける措置></small> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 <small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
7. 備考			

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル(eLTAX)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)により課税資料を受理した者及びその被扶養者
その必要性	個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため ③業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理し、適正な個人住民税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年1月
⑥事務担当部署	財政局 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ)) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX))								
③入手の時期・頻度	①当初課税処理 【給与支払報告書及び公的年金等支払報告者から(審査システム(eLTAX)による)入手】 ・給与支払報告書及び年金支払報告書:対象の年度の属する年の1月31日まで ・ただし、一括課税計算処理(4月中旬)を行うまでは都度入手 ・年金特別徴収対象者情報:年1回 【国税庁、他市区町村を経由する本人又は本人の代理人からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 ・所得税の確定申告書:対象の年度の属する年の3月15日までに申告のあったものについては4月上旬まで ・ただし、一括課税計算処理(4月中旬)を行うまでは都度入手 ②当初課税処理以降、新規課税及び税額変更に係る申告等情報については都度入手								
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金等支払報告書の提出義務)等の条文により規定されている。								
⑥使用目的 ※	申告書等(データ)を取得し、特別徴収義務者(給与支払者・年金保険者)に対して特別徴収税額の通知(データ)を行うため。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	・課税資料(データ)を取得し、課税システムに登録する。 ・特別徴収義務者(給与支払者・年金保険者)に特別徴収税額の通知(データ)を行う。 ・他市区町村に課税権があると判別した者の所得税の確定申告書(データ)を、当該市区町村に転送する。								
	情報の突合 ※	本人又は代理人提出の申告書等又は他の行政機関等から入手する申告書等(データ)の内容と、課税システムに登録されている情報を突合し、氏名・住所を確認する。							
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし							
⑨使用開始日	平成30年1月4日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 1) 委託する <input type="checkbox"/> 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 1) 件	
委託事項1	市民税・県民税入力データ作成業務委託	
①委託内容	紙媒体で提出される市県民税申告書、給与支払報告書及び国税連携システム(eLTAX)よりデータ取込する確定申告書のうちで、第2表の補正を要するものについて、申告内容等を電子データへ変換するためパンチ入力し、電子記録媒体で納品する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部] <input type="checkbox"/> 1) 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	申告書等に記載される者	
その妥当性	短期間で大量の紙媒体等の課税資料を電子データ化する必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱いの有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書等のデータパンチ並びに電子データ作成及び納品業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者(非課税の者を含む)及びその被扶養者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	随時
提供先2	特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第2項
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (審査システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	5月及び特別徴収税額に変更のある都度

提供先3	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5、同法第321条の7の7
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額の徴収
③提供する情報	年金所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (審査システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	7月及び特別徴収税額に変更のある都度
提供先4	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第9条第3項、第19条第1号
②提供先における用途	個人事業主からの給与支払報告書等の受理にともない、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認
③提供する情報	個人事業主に係る納税者ID及び個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	審査システム(eLTAX)により申告データを提出する個人事業主
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (審査システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	地方税共同機構からの求めに応じ、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<p><eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者(以下、「委託先事業者」という。)サーバでのデータについて></p> <p>①サーバ設置場所：認定委託先事業者所有のデータセンター内</p> <p>a. 24時間365日運用監視</p> <p>b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視</p> <p>c. サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定され、入口は生体認証による管理</p> <p>d. データセンター社員による巡回監視</p> <p>e. 全機器ラック搭載および常時施錠</p> <p>f. サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみ限定</p> <p>②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内</p> <p>a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定(地方税共同機構からの指示により実施)</p> <p>b. 媒体運搬はeLTAX担当社員のみ限定</p>												
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
その妥当性	<p>①審査システム(eLTAX)の審査サーバ:7年 法定の賦課決定期間に対応するため。</p> <p>②国税連携システム(eLTAX)の国税連携データ受信サーバ:2年 地方税共同機構の仕様にて最大2年分を保管可能なように定められており要件を満たすよう運用している。</p>												
③消去方法	<p>国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)のデータは、個人市民税課税システムへの登録が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する市民税課職員が手作業でデータを消去する。</p> <p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>												
7. 備考													

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な課税を目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月
⑥事務担当部署	資産税課、市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区政推進課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム)	
③入手の時期・頻度	①納税義務者等の申告・申請・請求の都度 ②納税通知書等の返戻調査時(年1回 5月～6月頃まで)	
④入手に係る妥当性	固定資産税・都市計画税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び課税調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	
⑥使用目的 ※	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	資産税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・個人番号が記載された申告書等を取得する ・申告書等の個人番号を確認する ・申告書等の情報を固定資産税・都市計画税システムに登録する	
	情報の突合 ※	本人から提出された申告書等の個人番号と共通基盤システム等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日	平成29年3月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
移転先1	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課
①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表6の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定めるもの
③移転する情報	固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	必要の都度
移転先2	健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表22の項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	必要の都度

移転先3		健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課
①法令上の根拠		市番号法条例別表第2第3項の表1の項
②移転先における用途		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報		固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度		必要の都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<課税システムにおける措置> ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 <共通基盤システムにおける措置> 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法		<課税システムにおける措置> ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 <共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税課税情報ファイル(eLTAX)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	審査システム(eLTAX)により固定資産税(償却資産)の申告をした者
その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課を目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年1月
⑥事務担当部署	資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX))	
③入手の時期・頻度	①固定資産税(償却資産)申告書 年1回、1月 ②期限後及び修正申告 不定期	
④入手に係る妥当性	固定資産税(償却資産)の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	
⑥使用目的 ※	固定資産税(償却資産)の公平・公正な賦課	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	資産税課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・課税資料(データ)を取得し、課税システムに登録する。 ・課税システムに登録された情報を基に、固定資産税(償却資産)の賦課及び徴収を行う。	
	情報の突合 ※	固定資産税(償却資産)の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と共通基盤システム等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日	平成30年1月4日	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(4月1日)時点で本市内に軽自動車等の主たる定地場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定地場を有していた者を含む)
その必要性	軽自動車税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報: 課税対象者を正確に特定するため ・連絡先(電話番号等): 申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報: 対象者の軽自動車税申告書に係る情報に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月
⑥事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (障害者更生相談所、精神保健福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (軽自動車検査協会神奈川事務所、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、神奈川運輸支局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム)	
③入手の時期・頻度	①三輪・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車の軽自動車税申告書 (期限後及び修正の申告書を含む) …月1回の回送 ②原動機付自転車・小型特殊自動車等の軽自動車税申告書…申告を受け付け都度 ③軽自動車税減免申請書…5月11日～5月31日	
④入手に係る妥当性	軽自動車税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	①減免の申請書提出については、相模原市市税条例第34条第2項及び第3項の条文中により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。	
⑥使用目的 ※	軽自動車税の適正かつ公平な課税を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①課税に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・必要に応じて調査事務を実施して、減免決定等を行う。	
	情報の突合 ※	軽自動車税の減免決定を行うため、本人から提出された減免申請書等の個人番号と共通基盤システム等の個人番号を照合する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	軽自動車税額の更正・決定をする。
⑨使用開始日	平成29年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	課税システム開発・保守・運用	
①委託内容	課税システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者	
その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (特定個人情報の提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社 RKKCS	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	共通基盤システムの開発・保守・運用	
①委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者	
その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱いの有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><課税システムにおける措置> ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法	<p><課税システムにおける措置> ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。</p>
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
事業所税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時の申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正申告を含む)、減免申請書、更正の請求書等)の提出があった者。
その必要性	事業所税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報: 課税対象者を正確に特定するため ・連絡先(電話番号等): 申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報: 対象者の事業所税申告書に係る情報に基づき、事業所税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月
⑥事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム)	
③入手の時期・頻度	①事業所税申告書 年1回、2月中旬～3月中旬 ②期限後及び修正申告 不定期	
④入手に係る妥当性	事業所税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	①事業所税の課税に必要な申告書等の提出については、地方税法第701条の45及び同法第701条の47並びに同法第701条の49等の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。	
⑥使用目的 ※	事業所税の適正かつ公平な課税を行うため。	
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①課税に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・必要に応じて調査事務を実施して、更正・決定等を行う。	
情報の突合 ※	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と共通基盤システム等から取得した個人番号を突合する。	
情報の統計分析 ※	納税義務者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	事業所税額の更正・決定をする。	
⑨使用開始日	平成29年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1 課税システム開発・保守・運用	
①委託内容 課税システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	事業所税の納税義務者
その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (特定個人情報の提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名 株式会社 RKKCS	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2 共通基盤システムの開発・保守・運用	
①委託内容 共通基盤システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	事業所税の納税義務者
その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名 日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項 システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
事業所税課税情報ファイル(eLTAX)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時の申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正申告を含む)、減免申請書、更正の請求書等)の提出があった者。
その必要性	事業所税の納税義務者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①識別情報: 課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報: 課税対象者を正確に特定するため ・連絡先(電話番号等): 申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報: 対象者の事業所税申告書に係る情報に基づき、事業所税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年1月
⑥事務担当部署	財政局 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (審査システム(eLTAX))	
③入手の時期・頻度	①事業所税申告書 年1回、2月中旬～3月中旬 ②期限後及び修正申告 不定期	
④入手に係る妥当性	事業所税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	①事業所税の課税に必要な申告書等の提出については、地方税法第701条の45及び同法第701条の47並びに同法第701条の49等の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。	
⑥使用目的 ※	事業所税の適正かつ公平な課税を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・申告データを取得し、紙に印刷する。	
	情報の突合 ※	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と住民記録システム等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日	平成30年1月4日	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル>

1. 当初資料ファイル

・給与支払報告書

・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・バッチ連番 ・処理コード ・資料番号 ・合算区分 ・申告区分 ・徴収区分
・指定番号 ・個人番号 ・受給者番号 ・パンチ氏名カナ ・パンチ生年月日 ・専給区分 ・給与収入一般
・給与収入専従 ・給与特定控除 ・給与所得 ・所得控除合計 ・源泉徴収税額 ・源泉徴収税額内未納
・源泉徴収税額計算値 ・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり老人 ・配偶者特別控除 ・扶養_特定 ・扶養_同居老親
・扶養_老人合計 ・扶養_一般 ・扶養_障害_特別同居 ・扶養_障害_特別合計 ・扶養_障害_その他
・控除_小規模企業共済等掛金 ・控除_社会保険料 ・控除_生命保険料 ・控除_損害保険料 ・控除_住宅取得特別
・定率控除額 ・前職分給与 ・配偶者所得 ・生命保険_個人年金支払額 ・損害保険_長期支払額 ・本人_夫あり
・本人_未成年 ・乙欄区分 ・本人_特別障害 ・本人_その他障害 ・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫 ・本人_勤労学生
・死亡退職 ・災害者 ・外国人 ・就退職区分 ・就退職年月日 ・算入強制区分 ・強制親区分 ・警告エラー無視サイン
・併徴先判定区分 ・エラー区分 ・エラー内容 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
・国民年金保険料等 ・転送区分 ・転送先コード ・転送日 ・年調区分 ・住宅取得等特別控除可能額 ・エラー分類
・前職合算 ・前職被合算 ・摘要 ・リンク区分 ・普徴区分 ・前職有無区分 ・住所区 ・住宅居住開始年月日1
・住宅居住開始年月日2 ・住宅借入金等年末残高1 ・住宅借入金等年末残高2 ・住宅借入適用区分1 ・住宅借入適用区分2
・住宅借入適用区分3 ・エラー詳細コード ・扶養_年少 ・生命保険_支払額 ・新生命保険_支払額
・新生命保険_個人年金支払額 ・新生命保険_介護医療支払額 ・資料に記載された個人番号 ・住宅新消費税率適用区分1
・住宅新消費税率適用区分2 ・住宅震災特例適用区分1 ・住宅震災特例適用区分2 ・本人_ひとり親 ・給与_所得調整控除額

・年金支払報告書

・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・バッチ連番 ・処理コード ・資料番号 ・合算区分 ・入力区分 ・徴収区分
・指定番号 ・パンチ生年月日 ・パンチ氏名カナ ・年金収入 ・年金所得 ・源泉徴収税額 ・源泉徴収税額内未納
・源泉徴収税額計算値 ・定率控除額 ・配偶者所得 ・配偶者特別控除 ・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり老人
・本人_特別障害 ・本人_その他障害 ・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫 ・本人_勤労学生 ・扶養_特定 ・扶養_同居老親
・扶養_老人合計 ・扶養_一般 ・扶養_障害_特別同居 ・扶養_障害_特別合計 ・扶養_障害_その他 ・控除_社会保険料
・算入強制区分 ・強制親区分 ・本人_夫あり ・警告エラー無視サイン ・エラー区分 ・エラー内容 ・作成日 ・更新日
・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号 ・転送区分 ・転送先コード ・転送日 ・年調区分 ・エラー分類
・個人特定コード ・リンク区分 ・住所区 ・エラー詳細コード ・扶養_年少 ・資料に記載された個人番号 ・本人_ひとり親

・確定申告書、住民税申告書

・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・バッチ連番 ・処理コード ・資料番号 ・合算区分 ・申告区分 ・徴収区分
・指定番号 ・個人番号 ・受給者番号 ・パンチ生年月日 ・パンチ氏名カナ ・税務署番号 ・税務署連絡区分
・警告エラー無視サイン ・強制課税区分 ・手入力区分 ・所得_営業等 ・所得_営業_営業等内訳 ・所得_他事_営業等内訳
・所得_漁業_営業等内訳 ・所得_農業 ・所得_肉用牛_免税除外計 ・所得_肉用牛_免税除外額 ・所得_不動産 ・所得_利子
・所得_配当_配当控除適用分 ・所得_配当_配当控除適用無分 ・所得_配当_少額 ・所得_給与 ・所得_公的年金 ・所得_雑
・所得_譲渡一時 ・所得_一時2分の1前 ・所得_総合短期 ・所得_総合譲渡長期2分の1前 ・所得_退職 ・所得_分離山林
・所得_分離事業雑 ・所得_分離短期 ・所得_分離短期軽減 ・所得_分離長期一般 ・所得_分離長期優良
・所得_分離長期居住 ・所得_分離有価証券上場 ・所得_分離有価証券未公開 ・所得_分離先物取引 ・合計所得金額
・総所得金額 ・総所得金額等 ・純損失の金額 ・雑損失の金額 ・分離先物取引繰越控除 ・専従者控除_配偶者
・専従者控除_その他 ・平均課税_前々年の変動所得 ・平均課税_前年の変動所得 ・平均課税_変動所得
・平均課税_臨時所得 ・特別控除_一時 ・特別控除_総合譲渡 ・特別控除_短期 ・特別控除_短期軽減
・特別控除_長期一般 ・特別控除_長期優良 ・特別控除_長期居住 ・特別控除_山林 ・特別控除_有価証券上場
・特別控除_有価証券未公開 ・給与収入一般 ・給与収入専従 ・給与特定控除 ・公的年金収入 ・本人_特別障害
・本人_その他障害 ・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫 ・本人_勤労学生 ・本人_未成年 ・本人_夫あり
・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり老人 ・配偶者所得 ・扶養_一般 ・扶養_特定 ・扶養_老人同居
・扶養_老人合計 ・扶養_障害_特別同居 ・扶養_障害_特別合計 ・扶養_障害_その他 ・青色申告区分 ・専従者_配偶者
・専従者_その他 ・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1 ・控除_雑損 ・控除_医療費 ・控除_社会保険料
・控除_小規模企業共済等掛金 ・控除_生命保険料 ・控除_損害保険料 ・控除_寄付金 ・控除_配偶者特別
・控除_配偶者 ・控除_本人 ・控除_扶養 ・控除_障害_扶養控除内数 ・控除_基礎 ・生命保険_支払額
・生命保険_個人年金支払額 ・損害保険_短期支払額 ・損害保険_長期支払額 ・所得控除_合計
・退職_退職収入_現年課税分 ・退職_所得税用退職_前年源泉分 ・退職_勤続年数 ・退職_障害区分
・所得税_控除_損害保険料 ・所得税_控除_生命保険料 ・所得税_控除_配偶者特別 ・所得税_控除_寄付金
・所得税_合計所得 ・所得税_所得控除 ・所得税_その他税額控除 ・所得税_所得税額 ・計算値_合計所得金額
・計算値_控除額合計 ・計算値_配当控除 ・計算値_特別減税額 ・計算値_所得税額 ・収入_営業等 ・本人_ひとり親
・調整控除適用区分 ・所得金額調整控除額 ・住民税課税方式

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル>

- ・収入_営業_営業等内数 ・収入_漁業_営業等内数 ・収入_他事_営業等内数 ・収入_農業 ・収入_肉用牛 ・収入_不動産
- ・収入_利子 ・収入_配当_配当控除適用分 ・収入_配当_配当控除適用無分 ・収入_配当_少額配当分 ・収入_雑 ・収入_一時
- ・収入_総合譲渡短期 ・収入_総合譲渡長期 ・収入_分離事業雑 ・収入_分離短期 ・収入_分離短期軽減 ・収入_分離長期一般
- ・収入_分離長期優良 ・収入_分離長期居住 ・収入_分離山林 ・収入_分離有価証券上場 ・収入_分離有価証券未公開
- ・収入_分離先物取引 ・特例摘要条文長期 ・特例摘要条文短期 ・特例摘要条文予備 ・エラー区分 ・エラー内容 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号 ・配当割額 ・株式譲渡の損失 ・併徴先判定区分 ・転送区分
- ・転送先コード ・転送日 ・所得_分離長期居住特例 ・分離長期居住特例の損失 ・収入_配当_私募証券
- ・収入_配当_一般外貨建等証券 ・所得_配当_私募証券 ・所得_配当_一般外貨建等証券 ・所得税_外国税額控除
- ・所得税_住宅ローン控除 ・住宅取得控除_入力値 ・翌年申告作成区分 ・住宅取得等特別控除_計算値
- ・住宅取得等特別控除可能額 ・エラー分類 ・譲渡割額 ・申告理由区分 ・リンク区分 ・更正内容コード
- ・控除_寄付金_ふるさと納税 ・控除_寄付金_共同募金日赤支部 ・控除_寄付金_市区町村条例指定
- ・控除_寄付金_都道府県条例指定 ・寡婦事由 ・所得_分離上場配当 ・収入_分離上場配当 ・分離上場配当繰越損失
- ・住宅取得等特別控除可能額_H21 ・住借控除用_課税標準額等 ・住借控除用_所得税額 ・訂正更新済区分 ・国税連携区分
- ・市民税外国税額控除 ・県民税外国税額控除 ・所得税_配当控除 ・還付申告区分 ・エラー詳細コード ・扶養_年少
- ・控除_寄附金_特定 ・控除_寄附金_震災関連 ・控除_寄附金_特定震災指定 ・控除_寄附金_認定NPO
- ・所得税_寄附金税額控除 ・控除_寄附金_政党等 ・金額予備12 ・金額予備13 ・金額予備14 ・金額予備15 ・申告日
- ・新生命保険_支払額 ・新生命保険_個人年金支払額 ・新生命保険_介護医療支払額 ・退職_退職収入_現年役員課税分
- ・退職_役員勤続年数 ・退職_重複勤続年数 ・退職_役員障害区分 ・復興特別所得税額加算前 ・復興特別所得税額分
- ・計算_復興特別所得税額加算前 ・計算_復興特別所得税額分 ・資料に記載された個人番号 ・住宅新消費税率適用区分
- ・住宅震災特例適用区分 ・ワンストップ特例寄附金額

・扶養関係

- ・納税者番号 ・相当年度 ・扶養者納税者番号 ・扶養関係コード ・履歴連番 ・作成日 ・更新日 ・更新時間
- ・更新職員識別番号 ・更新端末番号 ・否認区分 ・識別番号 ・扶養者識別番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル>

2. 障害者ファイル

・賦課期日情報

- ・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・履歴連番 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日 ・性別
- ・町名 ・番地 ・方書 ・地区コード ・行政区コード ・班コード ・世帯番号 ・世帯主かな ・世帯主氏名漢字
- ・記載順位 ・続柄名 ・続柄区分 ・続柄コード1 ・続柄コード2 ・続柄コード3 ・続柄コード4
- ・現存区分 ・人格区分 ・住民となる判定日 ・住民となる事由 ・住民でなくなる日 ・住民でなくなる事由 ・転出確定区分
- ・配偶者納税者番号 ・生活保護区分 ・障害者区分1 ・障害者区分2 ・障害者区分3 ・国保資格 ・介護保険資格
- ・国民年金資格 ・国民年金記号 ・国民年金番号 ・かふ区分 ・事後調査区分 ・婚姻歴区分
- ・各種情報1 ・各種情報2 ・各種情報3 ・申告書作成区分 ・前年申告区分 ・前年徴収区分
- ・本人_老年者 ・本人_未成年 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
- ・郵便番号 ・郵便番号BC ・住登外課税区分 ・市町村コード ・賦課区
- ・障害者1適用開始日 ・障害者2適用開始日 ・障害者3適用開始日 ・生活保護適用開始日
- ・作成区分 ・住基上市町村コード ・住基上郵便番号 ・住基上郵便番号BC
- ・住基上町名 ・住基上番地 ・住基上方書 ・住登外通知出力区分 ・住登外通知出力日
- ・国保料普徴 ・国保料特徴 ・介護料普徴 ・介護料特徴 ・後期高齢普徴 ・後期高齢特徴 ・識別番号
- ・調査用異動届給与額 ・調査用社会保険料

3. 生活保護ファイル

・賦課期日情報

- ・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・履歴連番 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日 ・性別
- ・町名 ・番地 ・方書 ・地区コード ・行政区コード ・班コード ・世帯番号 ・世帯主かな ・世帯主氏名漢字
- ・記載順位 ・続柄名 ・続柄区分 ・続柄コード1 ・続柄コード2 ・続柄コード3 ・続柄コード4
- ・現存区分 ・人格区分 ・住民となる判定日 ・住民となる事由 ・住民でなくなる日 ・住民でなくなる事由 ・転出確定区分
- ・配偶者納税者番号 ・生活保護区分 ・障害者区分1 ・障害者区分2 ・障害者区分3 ・国保資格 ・介護保険資格
- ・国民年金資格 ・国民年金記号 ・国民年金番号 ・かふ区分 ・事後調査区分 ・婚姻歴区分
- ・各種情報1 ・各種情報2 ・各種情報3 ・申告書作成区分 ・前年申告区分 ・前年徴収区分
- ・本人_老年者 ・本人_未成年 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
- ・郵便番号 ・郵便番号BC ・住登外課税区分 ・市町村コード ・賦課区
- ・障害者1適用開始日 ・障害者2適用開始日 ・障害者3適用開始日 ・生活保護適用開始日
- ・作成区分 ・住基上市町村コード ・住基上郵便番号 ・住基上郵便番号BC
- ・住基上町名 ・住基上番地 ・住基上方書 ・住登外通知出力区分 ・住登外通知出力日
- ・国保料普徴 ・国保料特徴 ・介護料普徴 ・介護料特徴 ・後期高齢普徴 ・後期高齢特徴 ・識別番号
- ・調査用異動届給与額 ・調査用社会保険料

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税情報ファイル＞

4. 年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

・捕捉年度 ・納税者番号 ・データ区分 ・履歴番号 ・レコード区分 ・市町村コード ・特別徴収義務者コード ・通知内容コード
・予備1 ・特別徴収制度コード ・作成年月日 ・年金保険者用整理番号1 ・年金コード ・予備2 ・生年月日 ・性別
・氏名カナ ・氏名漢字 ・郵便番号 ・住所カナ ・住所漢字 ・各種区分コード ・処理結果コード ・予備3 ・各種年月日
・各種金額1 ・各種金額2 ・各種金額3 ・予備4 ・年金保険者用整理番号2 ・特徴開始月 ・特徴開始期別 ・特徴依頼日
・突合結果コード ・突合区分 ・特徴状態 ・レコード番号 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6 ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月

・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

・捕捉年度 ・受理周期 ・受理年月日 ・ファイル名 ・レコード区分 ・市町村コード ・特別徴収義務者コード ・通知内容コード
・予備1 ・特別徴収制度コード ・作成年月日 ・年金保険者用整理番号1 ・年金コード ・予備2
・生年月日 ・性別 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・郵便番号 ・住所カナ ・住所漢字
・各種区分コード ・処理結果コード ・予備3 ・各種年月日
・金額1 ・金額2 ・金額3 ・予備4 ・年金保険者用整理番号2 ・レコード番号
・エラー区分 ・不突合データ登録連番 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6 ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル>

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

・納税者番号 ・相当年度 ・算定団体コード ・履歴連番 ・処理日 ・異動日 ・異動事由 ・異動事由補足 ・申告区分
・徴収区分 ・指定番号 ・個人番号 ・受給者番号 ・税務署番号 ・税務署連絡区分 ・警告エラー無視サイン
・強制課税区分 ・手入力区分 ・前住地課税区分 ・賦課期日所在地コード ・所得_営業等 ・所得_営業_営業等内訳
・所得_他事_営業等内訳 ・所得_漁業_営業等内訳 ・所得_農業 ・所得_肉用牛_免税免外計 ・所得_肉用牛_免外売却価額
・所得_不動産 ・所得_利子 ・所得_配当_配当控除適用分 ・所得_配当_配当控除適用無分 ・所得_配当_少額
・所得_給与 ・所得_公的年金 ・所得_雑 ・所得_譲渡一時 ・所得_一時2分の1前 ・所得_総合短期
・所得_総合譲渡長期2分の1前 ・所得_分離山林 ・所得_退職 ・所得_分離事業雑 ・所得_分離短期 ・所得_分離短期軽減
・所得_分離長期一般 ・所得_分離長期優良 ・所得_分離長期居住 ・所得_分離有価証券上場 ・所得_分離有価証券未公開
・所得_分離先物取引 ・所得_特控後_分離山林 ・所得_特控後_分離短期 ・所得_特控後_分離短期軽減
・所得_特控後_分離長期一般 ・所得_特控後_分離長期優良 ・所得_特控後_分離長期居住 ・所得_特控後_分離有価証券上場
・所得_特控後_分離有価証券未公開 ・合計所得金額 ・総所得金額 ・総所得金額等 ・純損失の金額 ・雑損失の金額
・分離先物取引繰越控除 ・専従者控除_配偶者 ・専従者控除_その他 ・平均課税_前々年の変動所得
・平均課税_前年の変動所得 ・平均課税_変動所得 ・平均課税_臨時所得 ・特別控除_一時 ・特別控除_総合譲渡
・特別控除_短期 ・特別控除_短期軽減 ・特別控除_長期一般 ・特別控除_長期優良 ・特別控除_長期居住
・特別控除_山林 ・特別控除_有価証券上場 ・特別控除_有価証券未公開 ・給与収入一般 ・給与収入専従
・給与と特定控除 ・公的年金収入 ・本人_特別障害 ・本人_その他障害 ・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫
・本人_勤労学生 ・本人_未成年 ・本人_夫あり ・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり老人 ・配偶者所得
・扶養_一般 ・扶養_特定 ・扶養_老人同居 ・扶養_老人合計 ・扶養_障害特別同居 ・扶養_障害特別合計
・扶養_障害その他 ・青色申告区分 ・専従者_配偶者 ・専従者_その他 ・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1
・控除_雑損 ・控除_医療費 ・控除_社会保険料 ・控除_小規模企業共済等掛金 ・控除_生命保険料 ・控除_損害保険料
・控除_寄付金 ・控除_配偶者特別 ・控除_配偶者 ・控除_本人 ・控除_扶養 ・控除_扶養障害 ・控除_基礎
・生命保険_支払額 ・生命保険_個人年金支払額 ・損害保険_短期支払額 ・損害保険_長期支払額 ・所得控除_合計
・退職_退職収入_現年課税分 ・退職_所得税用退職_前年源泉分 ・退職_勤続年数 ・退職_障害区分
・所得税_控除_損害保険料 ・所得税_控除_生命保険料 ・所得税_控除_配偶者特別 ・所得税_控除_寄付金
・所得税_合計所得 ・所得税_所得控除計 ・所得税_その他税額控除 ・所得税_所得税額 ・計算値_合計所得金額
・計算値_控除額合計 ・計算値_配当控除 ・計算値_特別減税額 ・計算値_所得税額 ・保育用所得税額 ・課税標準額_総合
・課税標準額_総合実計 ・課税標準額_肉用牛 ・課税標準額_山林 ・課税標準額_退職 ・課税標準額_事業雑
・課税標準額_短期 ・課税標準額_短期軽減 ・課税標準額_長期一般 ・課税標準額_長期優良 ・課税標準額_長期居住
・課税標準額_有価証券上場 ・課税標準額_有価証券未公開 ・課税標準額_先物取引 ・課税標準額_合計
・市民税_総合 ・市民税_肉用牛 ・市民税_山林 ・市民税_退職 ・市民税_事業雑 ・市民税_短期 ・市民税_短期軽減
・市民税_長期一般 ・市民税_長期優良 ・市民税_長期居住 ・市民税_有価証券上場 ・市民税_有価証券未公開
・市民税_先物取引 ・市民税_合計 ・市民税_配当控除 ・市民税_外国税額控除 ・市民税_調整額
・市民税_定率控除額 ・市民税_端数 ・市民税_所得割 ・減免額合計 ・市+A3市民税_均等割 ・市民税_減免額均等割_予備
・県民税_総合 ・県民税_肉用牛 ・県民税_山林 ・県民税_退職 ・県民税_事業雑 ・県民税_短期
・県民税_短期軽減 ・県民税_長期一般 ・県民税_長期優良 ・県民税_長期居住 ・県民税_有価証券上場
・県民税_有価証券未公開 ・県民税_先物取引 ・県民税_合計 ・県民税_配当控除 ・県民税_外国税額控除
・県民税_調整額 ・県民税_定率控除額 ・県民税_端数 ・県民税_所得割 ・県民税_減免額所得割_予備
・県民税_均等割 ・県民税_減免額均等割_予備 ・差引年税額 ・収入_営業等 ・収入_営業_営業等内数
・収入_営業_営業等内数 ・収入_他事_営業等内数 ・収入_農業 ・収入_肉用牛 ・収入_不動産
・収入_利子 ・収入_配当_配当控除適用分 ・収入_配当_配当控除適用無分 ・収入_配当_少額配当分
・収入_雑 ・収入_一時 ・収入_総合譲渡短期 ・収入_総合譲渡長期 ・収入_分離事業雑 ・収入_分離短期
・収入_分離短期軽減 ・収入_分離長期一般 ・収入_分離長期優良 ・収入_分離長期居住 ・収入_分離山林
・収入_分離有価証券上場 ・収入_分離有価証券未公開 ・収入_先物取引 ・損益_経常所得
・損益_分離短期 ・損益_分離短期軽減 ・損益_総合譲渡短期 ・損益_分離長期一般 ・損益_分離長期優良
・損益_分離長期居住 ・損益_譲渡一時 ・損益_分離山林 ・損益_退職 ・国保_推定所得 ・国保_繰越損失
・国保_繰越損失軽減用 ・特例適用条文長期 ・特例適用条文短期 ・特例適用条文予備 ・配当割額
・配当割の控除額_市町村 ・配当割の控除額_県 ・決裁区分 ・併徴元区分_チェック保管用
・転送区分_チェック保管用 ・有価証券繰越損失 ・損益予備2 ・作成日 ・更新日 ・更新時間
・更新職員識別番号 ・更新端末番号 ・市民税_老年者非課税経過措置

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル>

- ・県民税_老年者非課税経過措置 ・市民税_配当譲渡割控除不足額 ・県民税_配当譲渡割控除不足額
- ・市民税_調整控除額 ・県民税_調整控除額 ・所得_分離長期居住特例 ・分離長期居住特例の損失
- ・収入_配当_私募証券 ・収入_配当_一般外貨建等証券 ・所得_配当_私募証券
- ・所得_配当_一般外貨建等証券 ・強制発送区分 ・所得税_外国税額控除 ・所得税_住宅ローン控除
- ・資料番号 ・住宅取得控除_入力値 ・市民税_税源移譲減額_計算値 ・市民税_住宅取得控除_税額控除
- ・県民税_住宅取得控除_税額控除 ・市民税_税源移譲減額_税額控除 ・県民税_税源移譲減額_税額控除
- ・翌年申告作成区分 ・住宅取得等特別控除_計算値 ・住宅取得等特別控除可能額
- ・県民税_税源移譲減額_計算値 ・発送区分 ・調査コード ・金額予備8 ・金額予備9 ・金額予備10
- ・寡婦事由 ・譲渡割額 ・市民税_譲渡割 ・県民税_譲渡割 ・異動種別 ・指定番号2 ・個人番号2
- ・受給者番号2 ・異動届給与額 ・異動届社会保険料 ・当初資料更正内容コード
- ・控除_寄付金_ふるさと納税 ・控除_寄付金_共同募金日赤支部 ・控除_寄付金_市区町村条例指定
- ・控除_寄付金_都道府県条例指定 ・市民税_寄附金税額控除 ・県民税_寄附金税額控除
- ・所得_分離上場配当 ・収入_分離上場配当 ・課税標準額_上場配当 ・市民税_上場配当
- ・県民税_上場配当 ・分離上場配当繰越損失 ・住宅取得等特別控除可能額_H21
- ・住借控除用_課税標準額等 ・住借控除用_所得税額 ・還付申告区分 ・異動届給与額一般
- ・異動届社会保険料 ・還付加算起算日 ・減免区分 ・普徴減免開始月 ・特徴減免開始月
- ・減免率 ・国外所得 ・外国所得税 ・扶養_年少 ・控除_寄附金_特定 ・控除_寄附金_震災関連
- ・控除_寄附金_特定震災指定 ・控除_寄附金_認定NPO ・所得税_寄附金税額控除 ・控除_寄附金_政党等
- ・金額予備12 ・金額予備13 ・金額予備14 ・金額予備15 ・新生命保険_支払額
- ・新生命保険_個人年金支払額 ・新生命保険_介護医療支払額 ・退職_退職収入_現年役員課税分
- ・退職_役員勤続年数 ・退職_重複勤続年数 ・退職_役員障害区分 ・復興特別所得税額加算前
- ・復興特別所得税額分 ・計算_復興特別所得税額加算前 ・計算_復興特別所得税額分
- ・住宅新消費税率適用区分 ・住宅震災特例適用区分 ・ワンストップ特例寄附金額 ・市民税_申告特例税額控除
- ・県民税_申告特例税額控除 ・本人_ひとり親 ・所得金額調整控除適用区分 ・所得金額調整控除額 ・住民税課税方式

・納税者台帳

- ・識別番号 ・賦課区 ・履歴連番 ・納税者番号 ・氏名かな ・氏名漢字 ・生年月日 ・性別
- ・郵便番号 ・郵便番号BC ・町名 ・番地 ・方書 ・市町村コード ・世帯番号 ・記載順位
- ・続柄名 ・続柄区分 ・続柄コード1 ・続柄コード2 ・続柄コード3 ・続柄コード4 ・現存区分 ・人格区分
- ・住民となる判定日 ・住民となる事由 ・住民でなくなる日 ・住民でなくなる事由 ・転出確定区分
- ・かふ区分 ・婚姻歴区分 ・家屋敷課税区分 ・登録事由 ・識別50音 ・旧納税者番号
- ・住基履歴連番 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
- ・住基異動日 ・住基異動事由 ・住基異動届出日 ・本名表示区分 ・納税者番号CD

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税情報ファイル(eLTAX)>

1. 年金特別徴収管理情報

・公的年金等支払報告書記載情報

2. 年金特別徴収情報

・相当年度 ・宛名番号 ・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・年金保険者 ・年金種別 ・基礎年金番号
・通知年月日 ・中止年月日 ・中止事由 ・変更月 ・特別徴収依頼額 ・仮特別徴収額 ・年金支払額
・所得税額 ・介護保険料特別徴収額 ・国民健康保険料特別徴収額

3. 給与特別徴収管理情報

・給与支払報告書記載情報

4. 給与特別徴収情報

・指定番号 ・個人番号 ・受給者番号 ・住所 ・氏名 ・特別徴収税額 ・月割特別徴収税額

5. 国税情報

・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・確定申告書記載情報 ・年分 ・資料番号 ・利用者識別番号
・申告区分 ・取込区分 ・異動年月日 ・局所番号 ・整理番号 ・データ作成 ・連携年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 固定資産税義務者台帳情報ファイル

・サブシステム区分・賦課区コード・算定団体コード・名寄番号・履歴連番・義務者識別番号・義務者共有連番・名義人識別番号
・配分区分・支店番号・沿革日・沿革事由・個法区分・公示送達区分・発送区分・縦覧区分・死亡者区分・課税保留区分
・非特減コード・適用開始年度・適用開始論理期別・適用終了年度・適用終了論理期別・率(分子)・率(分母)・把握理由
・把握日付・備考1・備考2・最新区分・削除区分

2. 固定資産税土地情報ファイル

・土地コード・土地連番・土地コードF・土地連番F・土地コードT・土地連番T・最新区分・削除区分・賦課開始年度・名寄番号
・名義人識別番号・名義人氏名・名義人住所・名義人住所(方書)・名義人共有連番・名義人区分・名義人優先区分
・義務者重複統一用識別番号・義務者識別番号・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・共有者番号
・名義人重複統一用識別番号・賦課区コード・算定団体コード・大字コード・小字コード・地番本番・地番枝1・地番枝2
・地番特殊・地番特殊2・評価分割番号・部屋番号・地番編集コード・登記地目・課税地目・比準地目・登記地積・課税地積
・小規模地積・非住宅地積・国調地積・実測コード・一画地コード・画地代表区分・画地地積・住宅戸数・用途地区
・住宅用地区分・登記受付日・登記原因日・登記事由・受付番号・敷地権区分・沿革日・沿革事由・宅地比準区分
・課税計算区分・基準課税年度・特定市街化開始年度・基準課税標準額・都計基準課税標準額・62年度市農到達率
・前年課税標準額・市街化区分・都市計画区分・固定資産税補正率・都市計画法補正率・農振区分・地籍調査区分(開発区分)
・農転理由コード・農転目的コード・農転年月日・一時転用期限日・年末現調コード・評価分割事由・評価分割地積
・評価分割按分率・共用住宅区分・共用持分分子・共用持分分母・換地区分・仮換地工区・仮換地街区本番・仮換地街区枝番1
・仮換地街区枝番2・仮換地符号本番・仮換地符号枝番・仮換地特殊地番・仮換地特殊地番2・仮換地地番編集コード
・非特減1コード・非特減1開始年度・非特減1開始期別・非特減1終了年度・非特減1終了期別・非特減1対象面積
・非特減2コード・非特減2開始年度・非特減2開始期別・非特減2終了年度・非特減2終了期別・非特減2対象面積
・非特減3コード・非特減3開始年度・非特減3開始期別・非特減3終了年度・非特減3終了期別・非特減3対象面積
・非特減4コード・非特減4開始年度・非特減4開始期別・非特減4終了年度・非特減4終了期別・非特減4対象面積
・分合筆区分・訂正区分・登録区分・データ種別・エントリー種別・班コード・担当者コード1・担当者コード2
・地図番号1・地図番号2・地図番号3・地図番号4・備考1・備考2・備考3・備考4

3. 固定資産税家屋情報ファイル

・家屋コード・家屋連番・同棟本番・同棟枝番・最新区分・削除区分・賦課開始年度・名寄番号・義務者識別番号
・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・義務者重複統一用識別番号・賦課区コード・算定団体コード・所在地番(大字)
・所在地番(小字)・所在地番本番・所在地番枝1・所在地番枝2・所在地番特殊1・所在地番特殊2・所在地番編集コード
・現況地番(大字)・現況地番(小字)・現況地番(本番)・現況地番(枝1)・現況地番(枝2)・現況地番(特殊1)
・現況地番(特殊2)・評価分割番号・部屋番号・現況地番編集コード・調査番号(大字)・調査番号(小字)
・調査番号(本番)・調査番号(枝1)・調査番号(枝2)・調査番号(特殊1)・調査番号(特殊2)・建物番号(本番)
・建物番号(枝番)・調査番号編集コード・家屋番号(大字)・家屋番号(小字)・家屋番号(本番)・家屋番号(枝1)
・家屋番号(枝2)・家屋番号(特殊1)・家屋番号(特殊2)・家屋番号編集コード・構造コード・種類コード
・屋根コード1・屋根コード2・従用途コード1・従用途コード2・従用途コード3・従用途コード4・主用途面積
・従用途面積1・従用途面積2・従用途面積3・従用途面積4・表示用途・地上階数・地下階数・床面積全体
・床面積一階・床面積一階以外・住居部分床面積・滅失部分床面積・全体戸数・建築年月日・改築年月日・増築年月日
・建築年(計算用)・滅失年月日・受付日・原因日・異動事由・受付番号・敷地権区分・沿革日・沿革事由・市街化区分
・都市計画区分・主従区分・棟数区分・貸家区分・価格変更区分・軽減不適用区分・調査員本番・調査員枝番・管理番号
・一画地コード・屋内屋区分・区市分担区分・非特減1コード・非特減1開始年度・非特減1開始期別・非特減1終了年度
・非特減1終了期別・非特減1対象面積・非特減1戸数・非特減2コード・非特減2開始年度・非特減2開始期別
・非特減2終了年度・非特減2終了期別・非特減2対象面積・非特減2戸数・非特減3コード・非特減3開始年度
・非特減3開始期別・非特減3終了年度・非特減3終了期別・非特減3対象面積・非特減3戸数・非特減4コード
・非特減4開始年度・非特減4開始期別・非特減4終了年度・非特減4終了期別・非特減4対象面積・非特減4戸数
・家屋登記区分・名義人識別番号・名義人共有履歴連番・名義人共有連番・名義人重複統一用識別番号・名義人氏名
・名義人住所・名義人住所(方書)・名義人区分・名義人優先区分・登記構造コード1・登記構造コード2
・登記種類コード1・登記種類コード2・登記屋根コード1・登記屋根コード2・登記地上階数・登記地下階数
・登記床面積全体・登記床面積一階・建物名称・訂正区分・データ種別・エントリー種別・班コード・担当者コード1
・担当者コード2・備考1・備考2・備考3・備考4

4. 固定資産税償却資産情報ファイル

・賦課区コード・算定団体コード・義務者重複統一用識別番号・相当年度・配分区分・義務者識別番号
・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・名寄番号・支店番号・履歴連番・最新区分・事業種目(大分類)
・事業種目(中分類)・事業種目(小分類)・資本金・従業員数・決算期1(月)・決算期2(月)・税務署名
・事業開始年月・事業廃止年月・係り名・係り電話番号・税理士名・税理士電話番号・短縮耐用年数有無
・増加償却届出有無・非課税該当資産有無・課税標準特例の有無・特別償却区分・償却方法・青色申告の有無
・資産所在地1・資産所在地2・資産所在地3・資産所在地4・借用資産の有無・貸主氏名・事業所用家屋の所有区分
・申告区分・優先区分・償却資産決定区分・大規模区分・一括申告区分・関係区・明細区分・申告要否区分
・実地調査(要否)・実地調査(計画区分)年・実地調査(方法)・実地調査(結果)・分離課税・屋号・備考1
・備考2・備考3・備考4・整理番号・申告書送付先識別番号・開始月1・終了月1・増加償却割合1
・開始月2・終了月2・増加償却割合2・班コード・代表担当者コード1・代表担当者コード2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 固定資産税課税情報ファイル

固定資産税課税基本情報

・賦課区コード・算定団体コード・賦課年度・相当年度・徴収番号・履歴連番・名寄番号・義務者重複統一用識別番号
・義務者重複統一用共有連番・義務者識別番号・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・科目コード・科目詳細コード
・免税点区分(土地)・免税点区分(家屋)・免税点区分(償却)・課税標準額(固定・土地)計・課税標準額(都計・土地)計
・課税標準額(固定・家屋)計・課税標準額(都計・家屋)計・課税標準額(償却資産)計・課税標準額合計(固定)
・課税標準額合計(都計)・不均一税額(固定)・不均一税額(都計)・固定資産税額・都市計画税額・新築減額税額(固定)
・新築減額税額(都計)・軽減税額計(固定)・軽減税額計(都計)・物減免税額計1(固定・一般)・物減免税額計1(都計・一般)
・物減免税額計2(固定・公私)・物減免税額計2(都計・公私)・課税免除税額(固定)・課税免除税額(都計)
・者減免税額(固定)・者減免税額(都計)・区分所有税額(固定)・区分所有税額(都計)・確定年税額(固定)
・確定年税額(都計)・過年度賦課済額(固定)・過年度賦課済額(都計)・差引年税額・国保用税額・通知書発送日・更正日
・更正事由・更正事由詳細・減免率・減免事由・個法区分・最新区分・削除区分・共有合算区分・団体内外区分・調定按分区分
・按分元納付額・共有番号・共有番号連番・特1区分・特2区分・特3区分・班コード・担当者コード1・担当者コード2

固定資産税課税履歴情報

・賦課区コード・算定団体コード・相当年度・徴収番号・履歴連番・名寄番号・義務者重複統一用識別番号
・義務者重複統一用共有連番・義務者識別番号・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・科目コード・科目詳細コード
・免税点区分(土地)・免税点区分(家屋)・免税点区分(償却)・課税標準額(固定・土地)計
・課税標準額(都計・土地)計・課税標準額(固定・家屋)計・課税標準額(都計・家屋)計・課税標準額(償却資産)計
・課税標準額合計(固定)・課税標準額合計(都計)・不均一税額(固定)・不均一税額(都計)・固定資産税額
・都市計画税額・新築減額税額(固定)・新築減額税額(都計)・軽減税額計(固定)・軽減税額計(都計)
・物減免税額計1(固定・一般)・物減免税額計1(都計・一般)・物減免税額計2(固定・公私)
・物減免税額計2(都計・公私)・課税免除税額(固定)・課税免除税額(都計)・者減免税額(固定)
・者減免税額(都計)・区分所有税額(固定)・区分所有税額(都計)・確定年税額(固定)・確定年税額(都計)
・過年度賦課済額(固定)・過年度賦課済額(都計)・差引年税額(固定)・差引年税額(都計)・国保用税額
・税相当額(固定・土地)・税相当額(都計・土地)・税相当額(固定・家屋)・税相当額(都計・家屋)
・税相当額(償却)・軽減税額(固定・家屋)・軽減税額(都計・家屋)・物減免税額1(固定・土地)
・物減免税額1(都計・土地)・物減免税額1(固定・家屋)・物減免税額1(都計・家屋)・物減免税額1(償却)
・物減免税額2(固定・土地)・物減免税額2(都計・土地)・物減免税額2(固定・家屋)
・物減免税額2(都計・家屋)・物減免税額2(償却)・不均一税額(固定・土地)・不均一税額(都計・土地)
・不均一税額(固定・家屋)・不均一税額(都計・家屋)・不均一税額(償却)・課税免除税額(固定・土地)
・課税免除税額(都計・土地)・課税免除税額(固定・家屋)・課税免除税額(都計・家屋)・課税免除税額(償却)
・更正日・更正事由・更正事由詳細・減免率・減免事由・個法区分・最新区分・削除区分・共有合算区分
・団体内外区分・調定按分区分・按分元納付額・共有番号・共有番号連番・特1区分・特2区分・特3区分
・班コード・担当者コード1・担当者コード2

固定資産税課税詳細情報

・賦課区コード・算定団体コード・賦課年度・相当年度・徴収番号・履歴連番・科目コード・科目詳細コード
・税相当額(固定・土地)・税相当額(都計・土地)・税相当額(固定・家屋)・税相当額(都計・家屋)
・税相当額(償却)・新築軽減課税(固定)・新築軽減課税(都計)・軽減課税(固定・土地)・軽減課税(都計・土地)
・軽減課税(固定・家屋)・軽減課税(都計・家屋)・軽減課税(償却)・固定資産税軽減課税・都市計画税軽減課税
・軽減税額(固定・土地)・軽減税額(都計・土地)・軽減税額(固定・家屋)・軽減税額(都計・家屋)
・軽減税額(償却)・物減免税額1(固定・土地)・物減免税額1(都計・土地)・物減免税額1(固定・家屋)
・物減免税額1(都計・家屋)・物減免税額1(償却)・物減免税額2(固定・土地)・物減免税額2(都計・土地)
・物減免税額2(固定・家屋)・物減免税額2(都計・家屋)・物減免税額2(償却)・区分課税(固定・土地)
・区分課税(都計・土地)・区分課税(固定・家屋)・区分課税(都計・家屋)・区分税額(固定・土地)
・区分税額(都計・土地)・区分税額(固定・家屋)・区分税額(都計・家屋)・不均一課税(固定・土地)
・不均一課税(都計・土地)・不均一課税(固定・家屋)・不均一課税(都計・家屋)・不均一課税(償却)
・不均一税額(固定・土地)・不均一税額(都計・土地)・不均一税額(固定・家屋)・不均一税額(都計・家屋)
・不均一税額(償却)・課税免除税額(固定・土地)・課税免除税額(都計・土地)・課税免除税額(固定・家屋)
・課税免除税額(都計・家屋)・課税免除税額(償却)・課税標準額(固定・土地)計_前・課税標準額(都計・土地)計_前
・課税標準額(固定・家屋)計_前・課税標準額(都計・家屋)計_前・課税標準額(償却資産)計_前・課税標準額合計(固定)_前
・課税標準額合計(都計)_前・不均一税額(固定)_前・不均一税額(都計)_前・固定資産税額_前・都市計画税額_前
・新築減額税額(固定)_前・新築減額税額(都計)_前・軽減税額計(固定)_前・軽減税額計(都計)_前
・物減免税額計1(固定・一般)_前・物減免税額計1(都計・一般)_前・物減免税額計2(固定・公私)_前
・物減免税額計2(都計・公私)_前・課税免除税額(固定)_前・課税免除税額(都計)_前・者減免税額(固定)_前
・者減免税額(都計)_前・区分所有税額(固定)_前・区分所有税額(都計)_前・確定年税額(固定)_前
・確定年税額(都計)_前・過年度賦課済額(固定)_前・過年度賦課済額(都計)_前・差引年税額_前・国保用税額_前
・税相当額(固定・土地)_前・税相当額(都計・土地)_前・税相当額(固定・家屋)_前・税相当額(都計・家屋)_前
・税相当額(償却)_前・新築軽減課税(固定)_前・新築軽減課税(都計)_前・軽減課税(固定・土地)_前
・軽減課税(都計・土地)_前・軽減課税(固定・家屋)_前・軽減課税(都計・家屋)_前・軽減課税(償却)_前
・固定資産税軽減課税_前・都市計画税軽減課税_前・軽減税額(固定・土地)_前・軽減税額(都計・土地)_前
・軽減税額(固定・家屋)_前・軽減税額(都計・家屋)_前・軽減税額(償却)_前・物減免税額1(固定・土地)_前
・物減免税額1(都計・土地)_前・物減免税額1(固定・家屋)_前・物減免税額1(都計・家屋)_前
・物減免税額1(償却)_前・物減免税額2(固定・土地)_前・物減免税額2(都計・土地)_前・物減免税額2(固定・家屋)_前
・物減免税額2(都計・家屋)_前・物減免税額2(償却)_前・区分課税(固定・土地)_前・区分課税(都計・土地)_前
・区分課税(固定・家屋)_前・区分課税(都計・家屋)_前・区分税額(固定・土地)_前・区分税額(都計・土地)_前
・区分税額(固定・家屋)_前・区分税額(都計・家屋)_前・不均一課税(固定・土地)_前・不均一課税(都計・土地)_前
・不均一課税(固定・家屋)_前・不均一課税(都計・家屋)_前・不均一課税(償却)_前・不均一税額(固定・土地)_前
・不均一税額(都計・土地)_前・不均一税額(固定・家屋)_前・不均一税額(都計・家屋)_前・不均一税額(償却)_前
・課税免除税額(固定・土地)_前・課税免除税額(都計・土地)_前・課税免除税額(固定・家屋)_前
・課税免除税額(都計・家屋)_前・課税免除税額(償却)_前

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 固定資産税名寄情報ファイル

固定資産税名寄基本情報

・賦課区コード・算定団体コード・期割団体コード・団体内外区分・賦課年度・相当年度・徴収番号・履歴連番・最新区分
・名寄番号・義務者識別番号・義務者共有連番・名義人識別番号・名義人氏名・名義人住所・管理人識別番号・管理人種別
・警告区分・科目コード・科目詳細コード・配分区分・免税点区分(土地)・免税点区分(家屋)・免税点区分(償却)
・課税標準額(固定・土地)計・課税標準額(都計・土地)計・課税標準額(固定・家屋)計・課税標準額(都計・家屋)計
・課税標準額(償却資産)計・課税標準額合計(固定)・課税標準額合計(都計)・不均一税額(固定)・不均一税額(都計)
・固定資産税額・都市計画税額・新築減額税額(固定)・新築減額税額(都計)・軽減税額計(固定)・軽減税額計(都計)
・物減免税額計1(固定・一般)・物減免税額計1(都計・一般)・物減免税額計2(固定・公私)・物減免税額計2(都計・公私)
・課税免除税額(固定)・課税免除税額(都計)・者減免税額(固定)・者減免税額(都計)・区分所有税額(固定)
・区分所有税額(都計)・確定年税額(固定)・確定年税額(都計)・過年度賦課済額(固定)・過年度賦課済額(都計)
・差引年税額・国保用税額・通知書発送日・更正日・更正事由・更正事由詳細・個法区分・調定按分区分・按分元納付額
・共有番号・共有番号連番・特1区分・特2区分・特3区分・公示送達区分・縦覧区分・班コード・担当者コード1
・担当者コード2・非特減コード・適用開始年度・適用開始論理期別・適用終了年度・適用終了論理期別・率(分子)
・率(分母)・備考1・備考2・件数1・面積1・評価額1・固定課標1・都計課標1・件数2・面積2・評価額2
・固定課標2・都計課標2・件数3・面積3・評価額3・固定課標3・都計課標3・件数4・面積4・評価額4
・固定課標4・都計課標4・件数5・面積5・評価額5・固定課標5・都計課標5・件数6・面積6・評価額6
・固定課標6・都計課標6・件数7・面積7・評価額7・固定課標7・都計課標7・件数8・面積8・評価額8
・固定課標8・都計課標8・件数9・面積9・評価額9・固定課標9・都計課標9・土地件数計・土地面積計
・土地評価額・土地固定課標計・土地都計課標計・家屋件数計・家屋面積計・家屋評価額計・家屋固定課標計
・家屋都計課標計・償却決定価格1・償却課標1・償却決定価格2・償却課標2・償却決定価格3・償却課標3
・償却決定価格4・償却課標4・償却決定価格5・償却課標5・償却決定価格6・償却課標6・償却決定価格計
・償却課標計・調定額1・調定額2・調定額3・調定額4・調定額5・調定額6・調定額7・調定額8・調定額9
・調定額10・調定額11・調定額12

固定資産税名寄明細情報

・賦課区コード・算定団体コード・相当年度・徴収番号・履歴連番・科目コード・科目詳細コード・物件区分・物件コード
・物件連番・レコード区分(全・以外)・名寄番号・表示区分・最新区分・警告区分・更正日・所在地コード・所在地番(大字)
・所在地番(小字)・所在地番本番・所在地番枝1・所在地番枝2・所在地番特殊1・所在地番特殊2・所在地番編集コード
・評価分割区分・部屋番号・換地区分・仮換地工区・仮換地街区本番・仮換地街区枝番1・仮換地街区枝番2・仮換地符号本番
・仮換地符号枝番・仮換地特殊地番・仮換地特殊地番2・仮換地地番編集コード・現況地番(大字)・現況地番(小字)
・現況地番(本番)・現況地番(枝1)・現況地番(枝2)・現況地番(特殊1)・現況地番(特殊2)・現況地番編集コード
・調査番号(大字)・調査番号(小字)・調査番号(本番)・調査番号(枝1)・調査番号(枝2)・調査番号(特殊1)
・調査番号(特殊2)・建物番号(本番)・建物番号(枝番)・調査番号編集コード・家屋番号(大字)・家屋番号(小字)
・家屋番号(本番)・家屋番号(枝1)・家屋番号(枝2)・家屋番号(特殊1)・家屋番号(特殊2)・家屋番号編集コード
・登記地目・課税地目・比準地目・登記地積・課税地積・小規模地積・非住宅地積・国調地積・構造コード・種類コード
・屋根コード1・屋根コード2・従用途コード1・従用途コード2・従用途コード3・従用途コード4・主用途面積・従用途面積1
・従用途面積2・従用途面積3・従用途面積4・表示用途・地上階数・地下階数・床面積全体・床面積一階・床面積一階以外
・住居部分床面積・全体戸数・建築種別(建・改・増)・建改増築年月日・建築年(計算用)・登記受付日・登記原因日・登記事由
・受付番号・沿革日・沿革事由・市街化区分・都市計画区分・貸家区分・価格変更区分・軽減不適用区分・画地コード
・非特減1コード・非特減1開始年度・非特減1開始期別・非特減1終了年度・非特減1終了期別・非特減1対象面積
・非特減1戸数・非特減2コード・非特減2開始年度・非特減2開始期別・非特減2終了年度・非特減2終了期別
・非特減2対象面積・非特減2戸数・非特減3コード・非特減3開始年度・非特減3開始期別・非特減3終了年度
・非特減3終了期別・非特減3対象面積・非特減3戸数・非特減4コード・非特減4開始年度・非特減4開始期別
・非特減4終了年度・非特減4終了期別・非特減4対象面積・非特減4戸数・家屋登記区分・名義人識別番号・名義人氏名
・名義人住所・名義人区分・登記構造コード1・登記構造コード2・登記種類コード1・登記種類コード2・登記屋根コード1
・登記屋根コード2・登記地上階数・登記地下階数・登記床面積全体・登記床面積一階・構築区分・肉厚・管理番号・1点当単価
・平米当再建築費・再建築費評点数・下落率・経年減点補正率・評価額・課税標準額(固定)・課税標準額(都計)
・前年課税標準額(固定)・前年課税標準額(都計)・本則課税標準額(固定)・本則課税標準額(都計)・負担水準
・加重平均水準(固定)・負担調整率(固定)・負担水準・加重平均水準(都計)・負担調整率(都計)・新築軽減床面積
・新築軽減戸数・新築軽減課標(固定)・新築軽減課標(都計)・新築軽減限年・新築減額税額(固定)・新築減額税額(都計)
・軽減床面積(固定)・軽減床面積(都計)・軽減戸数(固定)・軽減戸数(都計)・軽減課標(固定)・軽減課標(都計)
・軽減限年(固定)・軽減限年(都計)・軽減税額(固定)・軽減税額(都計)・減免前課標(固定)・減免前課標(都計)
・減免前税相当額(固定)・減免前税相当額(都計)・減免税額1(固定)・減免税額1(都計)・減免税額2(固定)
・減免税額2(都計)・減免税額3(固定)・減免税額3(都計)・減免税額4(固定)・減免税額4(都計)・減免税額計(固定)
・減免税額計(都計)・税相当額(固定)・税相当額(都計)・同棟本番・同棟枝番・評価分割事由・評価分割地積・評価分割按分率
・地図番号1・地図番号2・地図番号3・地図番号4・備考1・備考2・備考3・備考4・班コード・担当者コード1・担当者コード2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税償却資産情報ファイル(eLTAX)

1. 償却資産課税台帳

- ・所有者コード・申告年度・提出年月日・あて先・1住所フリガナ・1住所郵便番号・1住所・1電話
- ・2氏名フリガナ・2氏名・2代表者フリガナ・2代表者・2屋号・3事業種目・3事業種目(資本金等の額)
- ・4事業開始年月・5この申告に回答する者の係及び氏名(係)・5この申告に回答する者の係及び氏名(氏名)
- ・5この申告に回答する者の係及び氏名(電話)・6税理士等の氏名・6税理士等の氏名(電話)
- ・7短縮耐用年数の承認・8増加償却の届出・9非課税該当資産・10課税標準の特例・11特別償却又は圧縮記帳
- ・12税務会計上の償却方法・13青色申告・14市(区)町村内における事業所等資産の所在地
- ・14市(区)町村内における事業所等資産の所在地2・14市(区)町村内における事業所等資産の所在地3
- ・15借用資産(有無)・[15借用資産]貸主の名称等・16事業所用家屋の所有区分・17備考
- ・連帯納税義務者人数・[構築物][取得価額]前年前に取得したもの(イ)・[機械及び装置][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
- ・[船舶][取得価額]前年前に取得したもの(イ)・[航空機][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
- ・[車両及び運搬具][取得価額]前年前に取得したもの(イ)・[工具、器具及び備品][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
- ・[合計][取得価額]前年前に取得したもの(イ)・[構築物][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)
- ・[機械及び装置][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)・[船舶][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)
- ・[航空機][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)・[車両及び運搬具][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)
- ・[工具、器具及び備品][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)・[合計][取得価額]前年中に減少したもの(ロ)
- ・[構築物][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)・[機械及び装置][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)
- ・[船舶][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)・[航空機][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)
- ・[車両及び運搬具][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)・[工具、器具及び備品][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)
- ・[合計][取得価額]前年中に取得したもの(ハ)・[構築物][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
- ・[機械及び装置][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)・[船舶][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
- ・[航空機][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)・[車両及び運搬具][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
- ・[工具、器具及び備品][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)・[合計][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
- ・[構築物]1月1日現在の帳簿価額(ホ)・[機械及び装置]1月1日現在の帳簿価額(ホ)・[船舶]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
- ・[航空機]1月1日現在の帳簿価額(ホ)・[車両及び運搬具]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
- ・[工具、器具及び備品]1月1日現在の帳簿価額(ホ)・[合計]1月1日現在の帳簿価額(ホ)・[構築物]評価額(ホ)
- ・[機械及び装置]評価額(ホ)・[船舶]評価額(ホ)・[航空機]評価額(ホ)・[車両及び運搬具]評価額(ホ)
- ・[工具、器具及び備品]評価額(ホ)・[合計]評価額(ホ)・[構築物]決定価格(ヘ)・[機械及び装置]決定価格(ヘ)
- ・[船舶]決定価格(ヘ)・[航空機]決定価格(ヘ)・[車両及び運搬具]決定価格(ヘ)・[工具、器具及び備品]決定価格(ヘ)
- ・[合計]決定価格(ヘ)・[構築物]課税標準額(ト)・[機械及び装置]課税標準額(ト)・[船舶]課税標準額(ト)
- ・[航空機]課税標準額(ト)・[車両及び運搬具]課税標準額(ト)・[工具、器具及び備品]課税標準額(ト)
- ・[合計]課税標準額(ト)・[構築物]件数・[機械及び装置]件数・[船舶]件数・[航空機]件数・[車両及び運搬具]件数
- ・[工具、器具及び備品]件数・[合計]件数・個人番号

2. 償却資産種類別明細(増加・全資産)

- ・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額
- ・耐用年数・減価残存率・価額・[課税標準の特例]率・[課税標準の特例]コード・課税標準額・限度額表示・事由・摘要
- ・数量・取得価額・価額・課税標準額・[合計]数量・[合計]取得価額・[合計]価額・[合計]課税標準額
- ・[取得価額前年中増加額]構築物・[取得価額前年中増加額]機械及び装置
- ・[取得価額前年中増加額]船舶・[取得価額前年中増加額]航空機・[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具
- ・[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中増加額]合計・[評価額]構築物・[評価額]機械及び装置
- ・[評価額]船舶・[評価額]航空機・[評価額]車両及び運搬具・[評価額]工具、器具及び備品・[評価額]合計
- ・[課税標準額]構築物・[課税標準額]機械及び装置・[課税標準額]船舶・[課税標準額]航空機・[課税標準額]車両及び運搬具
- ・[課税標準額]工具、器具及び備品・[課税標準額]合計・[件数]構築物・[件数]機械及び装置・[件数]船舶・[件数]航空機
- ・[件数]車両及び運搬具・[件数]工具、器具及び備品・[件数]合計

3. 償却資産種類別明細(減少)

- ・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・異動入力区分・修正入力区分・行番号・異動区分・異動事由・異動明細
- ・資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・事由・区分・摘要・[合計]数量・[合計]取得価額
- ・[取得価額前年中減少額]構築物・[取得価額前年中減少額]機械及び装置・[取得価額前年中減少額]船舶
- ・[取得価額前年中減少額]航空機・[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具
- ・[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中減少額]合計

4. 税務代理権限証書

- ・整理番号・提出年月日・あて先・[税理士又は税理士法人]氏名又は名称
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の名称
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の所在地・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]電話
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]連絡先
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]電話
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]税理士会名
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]支部名
- ・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]登録番号等・税理士または税理士法人
- ・過年分に関する税務代理・調査の通知に関する同意・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め・日付・[依頼者]氏名又は名称
- ・[依頼者][住所又は事務所の所在地]住所又は事務所の所在地・[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話
- ・[1税務代理の対象に関する事項]税目・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]年度
- ・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]自・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]至・2その他の事項・[※事務処理欄]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 車両台帳ファイル

・算定団体コード ・車両番号 ・履歴連番 ・車種コード ・標識区分 ・標識かな ・標識番号 ・所有者識別番号 ・使用者識別番号
・納税義務者区分 ・課税区分 ・特例区分 ・減免区分 ・リース区分 ・米軍区分 ・取得年月日 ・取得事由 ・廃車年月日 ・廃車事由
・プレート回収区分 ・異動年月日 ・事由種別 ・異動事由 ・車名 ・型式 ・年式 ・車台番号 ・排気量 ・単位区分 ・型式認定番号
・原動機型式 ・動力区分 ・定置場所 ・名義異動通知出力区分 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員識別番号 ・更新端末番号
・備考 ・保留・免除年月日 ・担当区コード ・燃料種類 ・初度登録年月

2. 課税台帳ファイル

・算定団体コード ・車両番号 ・賦課年度 ・相当年度 ・履歴連番 ・車両マスタ履歴連番 ・徴収番号 ・義務者識別番号 ・科目コード
・科目詳細コード ・車種コード ・統計コード ・ソート区分 ・税額 ・更正日 ・更正事由 ・作成日 ・更新日 ・更新時間
・更新職員識別番号 ・更新端末番号 ・決裁日 ・担当区コード ・標識区分 ・標識かな ・標識番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 基本台帳ファイル

・算定団体コード・指定区コード・義務者番号・本店識別番号・支店識別番号・指定送付先識別番号
・履歴連番・管理番号(法人市民税・義務者番号)・指定番号(市民税・特徴事業所)・事業種目(大)コード
・事業種目(中)コード・事業種目(小)コード・資本金の額・決算期区分・事業年度自1・事業年度至1
・事業年度自2・事業年度至2・経過措置自・経過措置至・決算月1・決算月2・経過月・設立設置日
・閉鎖休業日・従業者自治体内数・給報件数・所轄税務署・法人区分・みなし共同区分・通知書出力区分
・未申告判定区分・明細書送付区分・書類送付先区分・備考・異動日・異動事由コード・異動事由詳細コード
・作成日・更新日・更新時間・更新職員キー・更新端末番号

2. 申告ファイル

・本店識別番号・支店識別番号・義務者番号・履歴連番・事業種目(大)コード・事業種目(中)コード・事業種目(小)コード
・資本金の額・所轄税務署・申告応答者氏名・申告応答者電話番号・指定区コード・申告区分・修正回数・算定期間__自
・算定期間__至・申告年月日・仮登録年月日・決裁年月日・調定年度・現年過年度区分・法定納期限・指定納期限
・事業所床面積(通年)・事業所床面積(中途)・非課税床面積(通年)・非課税床面積(中途)・控除床面積(通年)
・控除床面積(中途)・課税標準月数・課税標準床面積(通年)・課税標準床面積(中途)・課税標準床面積合計
・資産割額・既確定資産割額・納付すべき資産割額・従業者給与総額・非課税従業者給与総額・控除従業者給与総額
・課税標準従業者給与総額・従業者割額・既確定従業者割額・納付すべき従業者割額・納付すべき事業所税額
・備考・関与税理士氏名・関与税理士電話番号・減免額__資産割額・減免額__従業者割額・減免額__事業所税額
・減免後__資産割額・減免後__従業者割額・減免後__事業所税額・更正・決定事由コード・更正・決定事由
・加算金区分・加算金基礎税額1・加算金基礎税額2・加算金額1・加算金額2・控除加算金額・納付すべき加算金額
・歳出還付資産割・歳出還付従業者割・歳出還付事業所税額・歳出還付加算金・電子申告フラグ・申告通番
・作成日・更新日・更新時間・更新職員キー・更新端末番号

3. 家屋ファイル

・本店識別番号・義務者番号・賦課区コード・家屋コード・家屋連番・家屋調査番号大字コード
・家屋調査番号小字コード・家屋調査番号本番・家屋調査番号枝番1・家屋調査番号枝番2
・家屋調査番号特殊1・家屋調査番号特殊2・家屋調査番号建物番号1・家屋調査番号建物番号2
・家屋調査番号編集コード・家屋所在地大字コード・家屋所在地小字コード・家屋所在地本番
・家屋所在地枝番1・家屋所在地枝番2・家屋所在地特殊1・家屋所在地特殊2・家屋所在地編集コード
・所有者__識別番号・構造コード・床面積__1F・床面積__1F以外・延床面積・用途コード__主用途
・面積__主用途・用途コード__主以外1・面積__主以外1・用途コード__主以外2・面積__主以外2
・用途コード__主以外3・面積__主以外3・面積__合計・地上階数・地下階数・屋内屋区分(固定)
・屋内屋区分・登記原因年月日・登記原因・本屋識別番号・本屋調査番号大字コード・本屋調査番号小字コード
・本屋調査番号本番・本屋調査番号枝番1・本屋調査番号枝番2・本屋調査番号特殊1・本屋調査番号特殊2
・本屋調査番号建物番号1・本屋調査番号建物番号2・本屋調査番号編集コード・作成日・更新日・更新時間
・更新職員キー・更新端末番号・名寄番号・所有者__識別番号・貸付連番・借受人識別番号・借受人義務者番号
・借受人名称・借受人所在地・事業所専用床面積・事業所共用床面積・駐車場専用床面積・駐車場共用床面積
・借受合計床面積・契約日(自)・契約日(至)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 第四十四号様式 事業所税の申告書

- ・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人(個人)番号
- ・[※処理事項]申告区分・[※処理事項]申告年月日・氏名又は名称フリガナ
- ・氏名又は名称・法人の代表者氏名フリガナ・法人の代表者氏名・提出年月日・あて先
- ・[本店]住所又は所在地郵便番号・[本店]住所又は所在地・[本店]電話
- ・[支店]住所又は所在地郵便番号・[支店]住所又は所在地・[支店]電話
- ・事業種目・資本金の額又は出資金の額・所轄税務署名
- ・この申告に应答する者の氏名(氏名)・この申告に应答する者の氏名(電話)
- ・[事業年度又は課税期間]開始年月日・[事業年度又は課税期間]終了年月日
- ・申告の種類
- ・[資産割][事業所床面積]算定期間を通じて使用された事業所床面積(1)
- ・[資産割][事業所床面積]算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積(2)
- ・[資産割][非課税に係る事業所床面積](1)に係る非課税床面積(3)
- ・[資産割][非課税に係る事業所床面積](2)に係る非課税床面積(4)
- ・[資産割][控除事務所床面積](1)に係る控除床面積(5)
- ・[資産割][控除事務所床面積](2)に係る控除床面積(6)
- ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]月数
- ・[資産割][課税標準となる事業所床面積](1)に係る課税標準となる床面積 $((1)-(3)-(5) \times \text{月数} / 12)$ (7)
- ・[資産割][課税標準となる事業所床面積](2)に係る課税標準となる床面積(8)
- ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]課税標準となる床面積合計 $((7)+(8))$ (9)
- ・[資産割]資産割額 $((9) \times 600\text{円})$ (10)
- ・[資産割]既に納付の確定した資産割(11)
- ・[資産割]この申告により納付すべき資産割額 $((10)-(11))$ (12)
- ・[従業者割]従業者給与総額(13)・[従業者割]非課税に係る従業者給与総額(14)
- ・[従業者割]控除従業者給与総額(15)
- ・[従業者割]課税標準となる従業者給与総額 $((13)-(14)-(15))$ (16)
- ・[従業者割]従業者割額 $((16) \times 0.25 / 100)$ (17)
- ・[従業者割]既に納付の確定した従業者割額(18)
- ・[従業者割]この申告により納付すべき従業者割額 $((17)-(18))$ (19)
- ・この申告により納付すべき事業所税額 $((12)+(19))$ (20)
- ・備考・関与税理士氏名・[関与税理士氏名]電話

2. 第四十四号様式別表一 事業所等明細書

- ・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人(個人)番号
- ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
- ・[算定期間]終了年月日・[事業所等明細書]・[※処理事項]
- ・明細区分・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等][所在地及びビル名]所在地
- ・[事業所等][所在地及びビル名]ビル名・[事業所家屋の所有者]住所
- ・[事業所家屋の所有者]氏名・[資産割]専用床面積(ア)・[資産割]共用床面積(イ)
- ・[資産割]事業所床面積 $((ア)+(イ))$ (ウ)
- ・[資産割][使用した期間(年月日)]開始日
- ・[資産割][使用した期間(年月日)]終了日
- ・[資産割][使用した期間(年月日)]月数・[従業者割]従業者数(エ)
- ・[従業者割]従業者給与総額(オ)
- ・[明細区分1]事業所床面積(ウ)の合計・[明細区分2]事業所床面積(ウ)の合計
- ・[明細区分1]従業者数(エ)の合計・[明細区分2]従業者数(エ)の合計
- ・[明細区分1]従業者給与総額(オ)の合計
- ・[明細区分2]従業者給与総額(オ)の合計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 第四十四号様式別表二 非課税明細書

- ・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人(個人)番号
- ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
- ・[算定期間]終了年月日・[非課税明細書]・[※処理事項]・[事業所等]事業所等の名
- ・[事業所等]事業所等の所在地・[1][非課税の内訳][法第701条の34]項
- ・[1][非課税の内訳][法第701条の34]号・[1][資産割]非課税床面積(ア)
- ・[1][従業者割]非課税従業者数(イ)・[1][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]項
- ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]号・[2][資産割]非課税床面積(ア)
- ・[2][従業者割]非課税従業者数(イ)・[2][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]項
- ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]号・[3][資産割]非課税床面積(ア)
- ・[3][従業者割]非課税従業者数(イ)・[3][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[非課税の内訳]予備・[予備][資産割]非課税床面積(ア)
- ・[予備][従業者割]非課税従業者数(イ)・[予備][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者]年齢
- ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者数(イ)
- ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[合計][資産割]非課税床面積(ア)・[合計][従業者割]非課税従業者数(イ)
- ・[合計][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)
- ・[非課税事業所床面積等の合計][資産割]非課税床面積(ア)
- ・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者数(イ)
- ・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者給与総額(ウ)

4. 第四十四号様式別表三 課税標準の特例明細書

- ・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人(個人)番号
- ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
- ・[算定期間]終了年月日・[課税標準の特例明細書]・[※処理事項]
- ・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]事業所等の所在地・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
- ・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
- ・[1][資産割]課税標準の特例適用対象床面積(ア)
- ・[1][資産割][控除割合]分子(イ)・[1][資産割][控除割合]分母(イ)
- ・[1][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)
- ・[1][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額(エ)
- ・[1][従業者割][控除割合]分子(オ)・[1][従業者割][控除割合]分母(オ)
- ・[1][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)
- ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
- ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
- ・[2][資産割]課税標準の特例適用対象床面積(ア)
- ・[2][資産割][控除割合]分子(イ)・[2][資産割][控除割合]分母(イ)
- ・[2][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)
- ・[2][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額(エ)
- ・[2][従業者割][控除割合]分子(オ)・[2][従業者割][控除割合]分母(オ)
- ・[2][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)
- ・[課税標準の特例の内訳]予備
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]課税標準の特例適用対象床面積(ア)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分子(イ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分母(イ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額(エ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割][控除割合]分子(オ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割][控除割合]分母(オ)
- ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)
- ・[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額(エ)
- ・[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)
- ・[合計][資産割]課税標準の特例適用対象床面積(ア)
- ・[合計][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)
- ・[合計][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額(エ)
- ・[合計][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)
- ・[控除事業所床面積の合計]控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)
- ・[控除事業者給与総額の合計]控除従業者給与総額((エ)×(オ))(カ)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 第四十四号様式別表四 共用部分の計算書

- ・[※処理事項]整理番号
- ・[※処理事項]事務所
- ・[※処理事項]法人(個人)番号
- ・[※処理事項]申告区分
- ・氏名又は名称
- ・[算定期間]開始年月日
- ・[算定期間]終了年月日
- ・[共用部分の計算書]
- ・[※処理事項]
- ・[事業所等]事業所等の名称
- ・[事業所等]事業所等の所在地
- ・専用部分の延べ面積(1)
- ・(1)のうち当該事業所部分の延べ面積(2)
- ・非課税に係る共用床面積(3)
- ・(3)以外の共用床面積(4)
- ・共用床面積の合計((3)+(4))(5)
- ・事業所床面積となる共用床面積((4)×(2)÷(1))(6)
- ・[(3)の内訳](7)
- ・[(3)の内訳]消防設備等に係る共用床面積(ア)
- ・[(3)の内訳][防災に関する設備等]全部が非課税となる共用床面積(イ)
- ・[(3)の内訳][防災に関する設備等]2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)
- ・[(3)の内訳](ア)~(ウ)以外の非課税に係る共用床面積(エ)
- ・[(3)の内訳]合計((ア)~(エ))(オ)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。</p> <p>②申告書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求める。</p> <p>③誤って他市区町村に課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。</p> <p>※不正データ(1対1とまらないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①住民からの特定個人情報の入手については、必要な情報以外の情報を入手することがないように、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させる。</p> <p>②必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備している。</p> <p>③申告者が申告書等に誤って不要な情報を記載することがないように、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行う。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>データへのアクセスに対して操作権限を定め、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口等における措置></p> <p>①税情報の入手に関して、書面にて本人あるいは代理人から申告書等を受領することとし、窓口で受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認行為を徹底する。</p> <p>②課税資料から課税システムへの入力の際には、複数人でチェックを行えるよう様式に定める。</p> <p>③国税庁で確認された確定申告書データを国税連携システム(eLTAX)(利用にあたってはユーザIDとパスワードによる認証を設けている)を介して受領する。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムより提供される職員情報、ユーザIDにより、課税システムへのアクセス権限の設定を行う。アクセス権限のあるユーザIDについても、課税システムにおいて個人番号を取り扱えるかどうかの専用権限を設けており、当該権限の付与されないユーザIDについては、個人番号の表示はもちろん検索も行えない仕組みが確立している。</p> <p><住基ネットにおける措置></p> <p>住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またシステムの操作履歴を取得する機能(以下「証跡機能」という。)により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 が 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><窓口等における措置></p> <p>①番号法第16条(本人確認の措置)及び相模原市個人の市県民税の課税事務における特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱第14条等により、特定個人情報の入手の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類(免許証、パスポート等)の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p> <p>②代理申告等の場合は、上記にあわせて、委任状や本市の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><窓口等における措置></p> <p>①提出された申告書等に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②上記による確認がとれない場合、該当者が本市に住所をもつ者であれば、課税システムと照合し、個人番号の確認を行う。</p> <p>③本市に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみである。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①受付時に、申告書等の記載内容に誤りが無いか、申告者に確認する。</p> <p>②課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。</p> <p>③課税資料等が不正に改ざんされないよう、施錠された書庫・キャビネットに格納する。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>賦課決定等データベース更新の際には、入力内容のエラーチェック機能により、誤った情報が登録されることのリスクを軽減する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署で正確性が確保された番号のみである。</p>
その他の措置の内容	<p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。</p> <p>②共通基盤システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 が 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①窓口で本人または代理人が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して申告書などを直接收受する。</p> <p>②業務で使用する特定個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び特定個人情報が記載された申告書類は放置せず、閉庁時には施錠された場所で保管する。</p> <p>③事務処理段階で発生する特定個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。</p> <p>④郵送で本人または代理人が申告書等を提出する場合は、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止するため、本市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知する。</p> <p>⑤窓口にて提出された申告書等は、施錠可能なキャビネットに施錠・保管する。</p> <p>⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰が科される。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照可能とすることで、情報の漏えい等を抑止する。</p> <p><住基ネットにおける措置></p> <p>住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、また証跡機能により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する。</p> <p>②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与することで、情報の漏えい等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととする。</p> <p>②番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報を利用できる事務及び情報が定められている。</p> <p>③業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、文書にて当該データ主管課の長の承認を受けなければならないことと定めている。</p> <p>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、個人番号利用事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><課税システムにおける措置></p> <p>①個人番号利用事務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが確立している(個人番号を物理的に表示しない)。また、課税システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を実施している。</p> <p>②課税システムにおいて、システム操作に関する操作履歴を記録している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><課税システムにおける措置></p> <p>①課税システムでは、共通基盤システムにより、ユーザIDの認証を受けたもののうち、課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDのみ課税システムへのアクセスを可能とする仕組みが確立している。</p> <p>②課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDについても、個人番号の取扱いについて、専用権限を設け、当該権限を付与しないユーザIDについては、課税システムでの個人番号の表示及び検索は行えない仕組みが確立している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。</p> <p>③共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。</p> <p>④共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>⑤共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすまし防止の対策を実施している。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><運用における措置> ①IDの発行管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請させる。 ②失効管理 権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者(情報システムを所管する課の長)が確認する。</p> <p><課税システムにおける措置> ①IDの発行管理 申請に対して、情報システム管理者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。 ②失効管理 異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能が確立している。 ②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ③人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</p>	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><運用における措置> ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者が定期的(人事異動時など)に確認する。</p> <p><課税システムにおける措置> ①業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ②共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕組みのため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を管理する。 ②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行う。 ③ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(人事異動時など)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(以下、「市特定個人情報等取扱い規程」という。)」及び「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱(以下、「市特定個人情報等取扱い要綱」という。)」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p> <p><課税システムにおける措置> ①課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することができる。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡を記録している。 ②監査証跡については一定期間保存し、定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととしている。</p> <p>②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等を除き、保有特定個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有特定個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底する。</p> <p>③職員以外の委託事業者には、「特定個人情報等を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付し遵守するよう定めている。</p> <p>④市特定個人情報等取扱い規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対して毎年1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。</p> <p>⑤ユーザIDやアクセス権限については、情報システム管理者が定期的(人事異動時など)に確認する。</p> <p>⑥情報システム管理者は不要となったIDや権限を変更または削除する。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕組みのため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない。</p> <p>②課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することにより、事務外での使用を抑止する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p>②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行う。</p> <p>③ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的に確認を実施することとし、不要となったIDや権限を変更または削除する。</p> <p>④共通基盤システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対して徹底させる。</p> <p>②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、端末に接続できない。</p> <p><課税システムにおける措置></p> <p>①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みを構築している。</p> <p>②端末に業務用データが残らない仕組みを構築している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。</p> <p>②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外には行えないよう制限する。</p> <p>③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<運用における措置> ①外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、保護管理者(当該課の長)が業者に対して特定個人情報の保護管理体制が適切かどうかを確認する。 ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならないこととする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<運用における措置> 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。 <課税システムにおける措置> 委託事業者等に付与するユーザIDについては、課税システムにおいて使用できる権限を制限する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<運用における措置> ①委託先は、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合には、直ちに書面により本市に報告しなければならない。 ②委託先は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。 <課税システムにおける措置> ①アクセスログによる記録を残し、半年に一度記録の確認をする。 ②委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行い、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行えるよう設定する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の委託元に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 エ 委託先は作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う業務を行わない。また、個人情報を作業場所から持ち出さない。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p><運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定める。 ア 委託元が指定した方法で消去又は廃棄(以下「消去等」という。)を実施する。 イ 委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ 委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ 委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ 委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た特定個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦特定個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行う。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その承諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。</p>	
その他の措置の内容	<p><運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 「市特定個人情報等取扱い規程」及び「市特定個人情報等取扱い要綱」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p> <p><課税システムにおける措置> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡の記録を行う。 ②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><運用における措置> ①市番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 ③市特定個人情報等取扱い規程及び市特定個人情報等取扱い要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p>
その他の措置の内容	<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従う。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①通常のデータの提供・移転は共通基盤システムのみで行う。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。</p> <p><課税システムにおける措置> 正しい情報を提供するためにシステムで論理チェックを実施する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡を記録し、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。 ②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。</p>
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。 ②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととする。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになる。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 適切な認証を受けたユーザID以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設ける。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 <パスワード> ・パスワードは定期的に変更する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手する。 ②共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 受付時に、申告書等の記載内容に誤りが無いか、申告者に確認する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、中間サーバーに情報入手リクエストを要求する際は、リクエスト先が中間サーバーであることを確認する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口等における措置> ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置する。 ②離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピューターロック等適切な措置を講じる。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行うため、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなる。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><運用における措置> 市番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスを制限する。 ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><運用における措置> 番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 ②共通基盤システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録し、中間サーバーへの提供元を共通基盤システムに限定している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとする。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により賦課情報を作成・修正することで対応する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 ②共通基盤システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有する。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><運用における措置> ①入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管する。 ③外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じる。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 (外部へ持ち出す際には、規定に基づき管理者の承認を受ける。) ・鍵の付いた書庫等での保管 ・台帳による管理 ④端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><運用における措置> 不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。</p> <p><システム環境における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。 ②新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本市における措置> 課税対象者等から提出された課税資料に基づき、当初課税期間を除き毎月データ入力を行い、データを更新する。 <課税システムにおける措置> 課税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づいて賦課修正を行い賦課情報を更新するため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<運用における措置> 申告書等紙媒体の課税資料については、税額変更等の法定期間である7年を経過後、焼却処理している。 <課税システムにおける措置> 税額変更等の法定期間である7年経過後システムによりデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル(eLTAX)(個人住民税、固定資産税・都市計画税、事業所税)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><運用における措置> 本人又は本人の代理人・国税庁・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。</p> <p><システムにおける措置> ①給与支払者、年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御する。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。 ②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・年金保険者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人又は本人の代理人 ・署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。</p> <p>②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)</p> <p>③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人又は本人の代理人 ・課税システムは、共通基盤システムと連携して個人番号を取得しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から課税システムに登録する際に、真正性確認をする。</p> <p>②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)</p> <p>③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</p> <p>②国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>③他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> ①年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)以外から入手することはない。</p> <p><システムにおける措置> ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。</p> <p>②国税庁・他市区町村 ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。</p> <p>③国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを本市が受信するものである。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><運用における措置> 国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。課税システムへの取り込みは、ネットワーク接続がないため、当初期間については外付けHDD等を使用して行い、それ以外の期間については、紙媒体へ印刷し個別にデータ入力を行う。外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けて使用するルールを定める。</p> <p><システムにおける措置> 他のシステムとのシステム連携は行わないこととする。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><運用における措置> 国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。課税システムへの取り込みは、ネットワーク接続がないため、当初期間については外付けHDD等を使用して行い、それ以外の期間については、紙媒体へ印刷し個別にデータ入力を行う。外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けて使用するルールを定める。</p> <p><システムにおける措置> 他のシステムとのシステム連携は行わないこととする。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><運用における措置> ①国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、帳票表示や団体間回送など必要な業務のみ権限を付与する。 ②国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の認証に用いるIDのパスワードは定期的に以上変更しなければならないルールを定める。</p> <p><システムにおける措置> ①国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の利用には、IDとパスワードによる認証機能を設ける。 ②国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得する。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、情報システム管理者が付与する。 ②権限を有していた職員が異動・退職をした場合、情報システム管理者は、速やかに失効処理する。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><運用における措置> アクセス権限の管理について、次のルールを定める。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程及び市特定個人情報等取扱い要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p> <p><システムにおける措置> 国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得する。</p>

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ①職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととする。 ②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等をのぞき、保有個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底する。 <システムにおける措置> 個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理することとし、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> データ移行に外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けるルールを定める。 <システムにおける措置> 国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得し、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図る。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<運用における措置> ①外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する。 ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならないこととする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<運用における措置> 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<運用における措置> ①委託先は、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。 ②委託先は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の委託元に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルールの内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p><運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定める。 ア 委託元が指定した方法で消去又は廃棄(以下「消去等」という。)を実施する。 イ 委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ 委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ 委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ 委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p><運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た特定個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦特定個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p> <p><運用における措置> 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行う。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その承諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p><運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<運用における措置> ①システム以外で提供、移転はしないこととする。 ②審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができない仕様となり、本市においては限られた職員のみはその権限を与える。 ③国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができない仕様となる。 <システムにおける措置> ①給与支払者 ・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供する情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 ②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用して年金保険者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供する情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 ③国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行う職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①給与支払者、年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用する特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行う。 ②国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用する特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行う。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。 <p>②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。 <p>③国税庁、他市区町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様となる。 <p><システムにおける措置></p> <p>①給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いる。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインし、確認する。これらのデータは暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。 <p>②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用い、データは暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。 <p>③国税庁、他市区町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用い、データも暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、提供方法はシステムの機能で決められ、決められた情報のみ提供する。 ・提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止する。 <p>②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、提供方法はシステムの機能で決められ、決められた情報のみ提供する。 ・提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止する。 <p>③国税庁、他市区町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になる。 <p><システムにおける措置></p> <p>①国税庁、他市区町村</p> <p>本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされる。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信をすることとし、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <p>①紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠する。</p> <p>②外部記憶媒体について、次のルール等を設けることにより安全管理措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 <p>(外部へ持ち出す際には、外部記録媒体持ち出し許可表により管理者の承認を受ける。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のついた書庫等での保管 ・台帳による管理 <p>③端末については、未使用時には鍵付きキャビネットに保管する。</p> <p><認定委託先事業者サーバでのデータについて></p> <p>①サーバ設置場所は、認定委託先事業者所有のデータセンター内</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、システム運用担当社員、保守員のみ限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラックに搭載および常時施錠 <p>②データ保管場所は、上記データセンター内に設置されたサーバ内</p> <ol style="list-style-type: none"> a. データの持ち出し/受け入れは、認定委託先事業者変更の際のみに限定 b. 媒体運搬はeLTAX担当社員に限定 c. 半期に一度の金庫内媒体の現物確認 <p>③開発環境と運用環境の完全分離</p> <p>④業務端末と事務用端末の環境分離</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><運用における措置></p> <p>不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定める。</p> <p><システムにおける措置></p> <p>端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行う。</p> <p><認定委託先事業所における措置></p> <p>①ネットワーク通信</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 外部からのアクセスは、LGWANのみ許可（暗号化あり） b. 内部でのアクセスについては、明示的に必要となる通信要件のみ許可 <p>②サーバへのアクセス</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 操作端末は生体認証によるロック解除 <p>③サーバアカウント管理</p> <ol style="list-style-type: none"> a. アカウント発行はeLTAX業務関連社員のみ限定 b. 月次の棚卸実施（アクセスログの確認あり） c. 四半期ごとのパスワード更新
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 受信したデータは当初課税処理期間については毎日、その他の期間については週1回出力するようスケジュール管理する。 <システムにおける措置> 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄(ディスクから削除する)する。 <認定委託事業者における措置> 当該データは更新する情報ではないため、ポータルセンターから送信されるデータ及び当市から送信するデータがそのままシステムに保管されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<運用における措置> ①保存年限を過ぎる税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除する。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解の方法により行う。 <システムにおける措置> 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄(ディスクから削除する)する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>1. 課税情報ファイル <本市における措置> 1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市特定個人情報等取扱い規程で定める保護管理者への報告を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p> <p>2. 課税情報ファイル(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施することとしている。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>1. 課税情報ファイル <本市における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p> <p>2. 課税情報ファイル(eLTAX) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1. 課税情報ファイル <本市における措置> ①担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修。 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施している。</p> <p>2. 課税情報ファイル(eLTAX)担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p>	
3. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、複写費用を徴収している。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市 財政局 市民税課、資産税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769-8223(資産税課)
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。(パブリックコメント手続きに準じて行う。)
②実施日・期間	令和5年2月1日から3月2日
③期間を短縮する特段の理由	なし
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年3月17日
②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		平成29年12月1日修正分は削除			
平成30年6月15日	(別添1) 事務内容	—	市民税県民税課税事務等委託業者 追加	事前	
平成30年6月15日	II ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	—	委託事項6 追加	事前	
平成30年6月15日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画法、軽自動車税、事業所税) 2 特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク	<p><課税システムにおける措置> 共通基盤システムより提供される職員情報、ユーザIDにより、課税システムへのアクセス権限の設定を行う。アクセス権限のあるユーザIDについても、課税システムにおいて個人番号を取り扱えるかどうかの専用権限を設けており、当該権限の付与されないユーザIDについては、個人番号の表示はもちろん検索も行えない仕組みを構築する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外には個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</p>	<p><課税システムにおける措置> 共通基盤システムより提供される職員情報、ユーザIDにより、課税システムへのアクセス権限の設定を行う。アクセス権限のあるユーザIDについても、課税システムにおいて個人番号を取り扱えるかどうかの専用権限を設けており、当該権限の付与されないユーザIDについては、個人番号の表示はもちろん検索も行えない仕組みが確立している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外には個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。</p>	事前	
平成30年6月15日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画法、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	<p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外には個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号利用事務以外には個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。</p>	事前	
平成30年6月15日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画法、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><課税システムにおける措置> ①個人番号利用事務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する(個人番号を物理的に表示しない)。また、課税システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を実施する。 ②課税システムにおいて、システム操作に関する操作履歴の記録を実施する。</p>	<p><課税システムにおける措置> ①個人番号利用事務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが確立している(個人番号を物理的に表示しない)。また、課税システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を実施している。 ②課税システムにおいて、システム操作に関する操作履歴を記録している。</p>	事前	
平成30年6月15日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画法、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理	<p><課税システムにおける措置> ①課税システムでは、共通基盤システムにより、ユーザIDの認証を受けたもののうち、課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDのみ課税システムへのアクセスを可能とする仕組みを構築する。 ②課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDについても、個人番号の取扱いについて、専用権限を設け、当該権限を付与しないユーザIDについては、課税システムでの個人番号の表示及び検索は行えない仕組みを構築する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ④共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施する。 ⑤共通基盤システムでは、生体認証を實現する。</p>	<p><課税システムにおける措置> ①課税システムでは、共通基盤システムにより、ユーザIDの認証を受けたもののうち、課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDのみ課税システムへのアクセスを可能とする仕組みが確立している。 ②課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDについても、個人番号の取扱いについて、専用権限を設け、当該権限を付与しないユーザIDについては、課税システムでの個人番号の表示及び検索は行えない仕組みが確立している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ④共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。 ⑤共通基盤システムでは、生体認証を實現する。</p>	事前	
平成30年6月15日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画法、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理	<p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を構築する。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能が確立している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理	<課税システムにおける措置> ①業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ②共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕様とするため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない仕様となる。	<課税システムにおける措置> ①業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ②共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕組みのため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理	<課税システムにおける措置> ①課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照可能とする。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡の記録を行うこととする。	<課税システムにおける措置> ①課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することができる。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡を記録している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<課税システムにおける措置> ①共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕様とするため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない仕様となる。 ②課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照可能とし、事務外での使用を抑制する。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。	<課税システムにおける措置> ①共通基盤システムのユーザ認証を引き継ぐ仕組みのため、共通基盤システムにアクセスできないユーザIDは課税システムにはアクセスできない。 ②課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することにより、事務外での使用を抑制する。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報が不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない仕組みとする。 <課税システムにおける措置> ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ②端末に業務用データが残らない仕組みとする。	<運用における措置> ②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、端末に接続できない。 <課税システムにおける措置> ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みを構築している。 ②端末に業務用データが残らない仕組みを構築している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 エ 委託先は作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う業務を行わない。また、個人情報を作業場所から持ち出さない。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	<運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<課税システムにおける措置> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとする。	<課税システムにおける措置> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。 ②共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ②共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。	<共通基盤システムにおける措置> ②共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ②共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。	事前	
平成30年6月15日	Ⅲ リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	<共通基盤システムにおける措置> ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	事前	
令和1年6月27日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③システムの機能	・地方税ポータルシステム(以下、「eL-TAX」という。)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンター(eL-TAX)で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム(eL-TAX)で受領する。 ・審査システム(eL-TAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ただし、本市が審査システム(eL-TAX)から受信するデータについては、媒体を介して取り込みを行うため、課税システムと回線接続はしない。	・「地方税ポータルシステム(以下、「eL-TAX」という。))は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンター(eL-TAX)で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム(eL-TAX)で受領する。 ・審査システム(eL-TAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンター(eL-TAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム(eL-TAX)にて、一般社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルセンター(eL-TAX)へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンター(eL-TAX)にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム(eL-TAX)から受信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。	事後	重要な変更にあたらない。 (提供先追加による機能の変更)
令和1年6月27日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 田中 規文、資産税課長 坂谷川一男、緑区税務所長 田中 正信、南市税務所長 石井 規文、情報政策課長 井上 隆、大沢まづくりセンター所長 網本 佳代、城山まづくりセンター所長 水野 克己、津久井まづくりセンター所長 畑 秀雄、相模湖まづくりセンター所長 甘利 雅弘、藤野まづくりセンター所長 佐藤 尚史、大野北まづくりセンター所長 木村 達也、田名まづくりセンター所長 長田 浩、上溝まづくりセンター所長 斎藤 規之、大野中まづくりセンター所長 小宮 豊、麻溝まづくりセンター所長 光岡 淳、新磯まづくりセンター所長 大貫 勝、相模台まづくりセンター所長 長田 浩美、相武台まづくりセンター所長 角田 小百合、東林まづくりセンター所長 菊地原 真、串川出張所長 佐藤 尚、鳥屋出張所長 山崎 哲男、青野原出張所長 坂本 英治、青根出張所長 松本 重司	市民税課長、資産税課長、債権対策課長、納税課長、緑区税務所長、南市税務所長、情報政策課長、大沢まづくりセンター所長、城山まづくりセンター所長、津久井まづくりセンター所長、相模湖まづくりセンター所長、大野北まづくりセンター所長、田名まづくりセンター所長、上溝まづくりセンター所長、大野中まづくりセンター所長、麻溝まづくりセンター所長、新磯まづくりセンター所長、相模台まづくりセンター所長、相武台まづくりセンター所長、東林まづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長	事後	重要な変更にあたらない。 (様式の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	(別添1)事務内容	—	追加 事務フロー図 矢印⑮ 備考 ⑮	事後	重要な変更にあたらぬ。 (提供先項目の追加)
令和1年6月27日	II ファイルの概要(個人住民税(eLTAX)) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転提供の有無	提供を行っている 3件	提供を行っている 4件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (件数の修正による変更)
令和1年6月27日	II ファイルの概要(個人住民税(eLTAX)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ⑦時期・頻度	年1回 5月	5月及び特別徴収税額に変更のある都度	事後	重要な変更にあたらぬ。 (頻度の変更)
令和1年6月27日	II ファイルの概要(個人住民税(eLTAX)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	—	提供先4 追加	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令に基づく提供先の追加)
令和1年6月27日	II ファイルの概要(資産税(eLTAX)) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転提供の有無	提供を行っていない	提供を行っている 1件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (件数の修正による変更)
令和1年6月27日	II ファイルの概要(資産税(eLTAX)) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	—	提供先1 追加	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令に基づく提供先の追加)
令和1年6月27日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 6 事務 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番 6 事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和1年6月27日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 41 情報照会者 特定優良賃貸住宅の提供の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	項番 41 情報照会者 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和1年6月27日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 50 事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番 50 事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム2 ②システムの機能 ①	国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。	国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム3 ②システムの機能	・地方税ポータルシステム(以下、「eLTAX」という。)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、業務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム(eLTAX)にて、一般社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム(eLTAX)から受信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと同線接続はしない。	・地方税ポータルシステム(以下、「eLTAX」という。)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、業務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税共同機構でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム(eLTAX)にて、地方税共同機構の地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム(eLTAX)から受信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと同線接続はしない。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和3年3月31日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	企画財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 財政局 企画部 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 総務局 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	各生活支援課、国民健康保険課、介護保険課、地域医療課、各障害福祉相談課、障害者更生相談所、精神保健福祉課、区政支援課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所	各生活支援課、国保年金課、介護保険課、各高齢・障害福祉相談課、障害者更生相談所、精神保健福祉課、区政推進課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	東京ラインプリンタ印刷 株式会社	株式会社 TLP	事後	重要な変更にあたらぬ。 (委託先名称変更による変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税eLTAX) 2. 基本情報	企画財政局 税務部 市民税課	財政局 税務部 市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	個人事業主からの給与支払報告書等の受理にともない、一般社団法人地方税電子化協議会が行う個人番号に係る本人確認	個人事業主からの給与支払報告書等の受理にともない、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(個人住民税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	一般社団法人地方税電子化協議会からの求めに応じ、随時。	地方税共同機構からの求めに応じ、随時。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(固定資産税・都市計画税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(固定資産税・都市計画税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	電子申告による償却資産申告情報につき、一般社団法人地方税電子化協議会が行う個人番号に係る本人確認のため。	電子申告による償却資産申告情報につき、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認のため。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(固定資産税・都市計画税eLTAX) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	一般社団法人地方税電子化協議会からの求めに応じ、随時。	地方税共同機構からの求めに応じ、随時。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	II ファイルの概要(事業所税eLTAX) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	企画財政局 税務部 市民税課	財政局 税務部 市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 2. 課税情報ファイル(eLTA X)	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受ける。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	IV その他のリスク対策 2. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法 2. 課税情報ファイル(eLTA X)	担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。	担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更)
令和3年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	相模原市 企画財政局 税務部 市民税課、資産 税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769 -8223(資産税課)	相模原市 財政局 税務部 市民税課、資産 税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769 -8223(資産税課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	相模原市 企画財政局 税務部 市民税課、資 産税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769 -8223(資産税課)	相模原市 財政局 税務部 市民税課、資産 税課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8221(市民税課)、042-769 -8223(資産税課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和3年3月31日	(別紙1) 番号法別表第2に 掲げる情報照会者	—	項番11 追加	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和3年3月31日	(別紙1) 番号法別表第2に 掲げる情報照会者	—	項番26 追加	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者	項番37 事務 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番39 事務 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務で	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和3年3月31日	(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者	項番57 条項未制定	項番59 命令第59条の2の2	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の3の2、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	I 基本情報 7. 評価実施関係における担当部署 ①部署	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所総務局 情報政策課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所市長公室 総合政策課 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年3月25日	I 基本情報 7. 評価実施関係における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長、資産税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、情報政策課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長	市民税課長、資産税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 3特定個人情報の入手・使用	①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書)及び同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の2(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。	①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の2(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 新日本コンピュータサービス	富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ。 (入札による委託先変更)
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(eLTAX) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の2(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の6(給与支払報告書)並びに同法第317条の2(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計税課税情報ファイル) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第4号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計課税情報ファイル(eLTAX)) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第4号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	①番号法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	—	項番 30 条項未制定	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 71 条項未制定	項番 71 命令第39条の2	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 102 命令第50条	項番 102 条項未制定	事後	重要な変更にあたらない。 (誤記の修正)
令和4年3月25日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	—	項番 121 命令第59条の4	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 8 移転先 企画財政局 税務部 債権対策課	項番 8 移転先 財政局 税務部 債権対策課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 8 移転先 企画財政局 税務部 納税課	項番 8 移転先 財政局 税務部 納税課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 9 移転先 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課	項番 9 移転先 都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 22 移転先 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課	項番 22 移転先 都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 23 移転先 健康福祉局 保健衛生部 地域福祉課	項番 3 移転先 健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 24 移転先 健康福祉局 保険高齢部 介護保険課	項番 24 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 24 移転先 健康福祉局 福祉部 城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課	項番 24 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 25 移転先 健康福祉局 保健所 疾病対策課	項番 25 移転先 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 33 移転先 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課	項番 33 移転先 都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年3月25日	別紙2 移転一覧	項番 34 移転先 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課	項番 34 移転先 都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	事後	重要な変更にあたらない。 (部課名の変更による変更)
令和4年11月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85)の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85)の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)(別紙1) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財政局 税務部 市民税課、資産税課、債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 総合政策部 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	財政局 市民税課、資産税課、税制・債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室 総合政策部 DX推進課 緑区役所 大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター ※出張所、連絡所含む 中央区役所 大野北、田名、上溝各まちづくりセンター ※連絡所含む 南区役所 大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民税課長、資産税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長	市民税課長、資産税課長、税制・債権対策課長、納税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。 ②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の第27号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。	①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。 ②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の第27号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社 RKKCS	事後	重要な変更にあたらぬ。 (社名変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 新日本コンピュータサービス	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ。 (入札による委託先変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第2項	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第1項	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル)eLTAX 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財政局 税務部 市民税課	財政局 市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル)eLTAX 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤事務担当部署	個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金からの特別徴収)等の条文により規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2(申告書の提出義務)及び同法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)並びに同法第317条の6の4(公的年金等支払報告書の提出義務)等の条文により規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル)eLTAX 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社 新日本コンピュータサービス	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	事後	重要な変更にあたらぬ。 (入札による委託先変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	資産税課、市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	資産税課、市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦事務担当部署	資産税課、緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター	資産税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社 RKKCS	事後	重要な変更にあたらぬ。 (社名変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	健康福祉局 福祉部 緑・中央第1・第2・南生活支援課	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表8の項	市番号法条例別表第2第1項の表6の項	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉局 福祉部 緑・中央第1・第2・南生活支援課	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局 福祉部 緑・中央第1・第2・南生活支援課	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①減免の申請書提出については、相模原市市税条例第34条第2及び3の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。	①減免の申請書提出については、相模原市市税条例第34条第2項及び第3項の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル)	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社 RKKCS	事後	重要な変更にあたらぬ。 (社名変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社 RKKCS	事後	重要な変更にあたらぬ。 (社名変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル)eLTAx) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財政局 税務部 市民税課	財政局 市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	相模原市 財政局 税務部 市民税課、資産税課	相模原市 財政局 市民税課、資産税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 58 命令第31条の2	項番 58 命令第31条の2の2	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	別紙1 番号法別表第2に掲げる情報照会者 法令上の根拠	項番 91 命令第44条の3	項番 91 命令第44条の5	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 12 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	項番 12 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 16 移転先 財政局 税務部 債権対策課	項番 16 移転先 財政局 税制・債権対策課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 16 移転先 財政局 税務部 納税課	項番 16 移転先 財政局 納税課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 41 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	項番 41 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 41 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課	項番 41 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 68 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	項番 68 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 68 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課	項番 68 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 84 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	項番 84 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	別紙2 移転一覧	項番 84 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課	項番 84 移転先 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	I 基本情報 (別紙1)業務の内容 (備考) 【固定資産税・都市計画税】 ②	②申告書・申請書・届出書又は法務局からの登記通知書の情報を入力する。 地方税ポータルセンタ(eLTAx)に提出された申告書データについては、審査システム(eLTAx)にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。	②申告書・申請書・届出書又は法務局からの登記通知書の情報を入力する。 地方税ポータルシステム(eLTAx)に提出された申告書データについては、審査システム(eLTAx)にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I 基本情報 (別紙1)業務の内容 (備考) 【固定資産税・都市計画税】 ⑯を追加	—	⑯必要に応じ、税務調査を実施する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	I 基本情報 (別紙1)業務の内容 (備考) 【固定資産税・都市計画税】 ⑮	⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム(eLTAAX)を経由して地方税ポータルセンター(eLTAAX)へ提供する。	⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム(eLTAAX)を経由して地方税ポータルシステム(eLTAAX)へ提供する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイルeLTAAX) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所②データ保管場所	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税電子化協議会からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	事後	重要な変更にあたらぬ。 (社名称変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイルeLTAAX) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	①審査システム(eLTAAX)の審査サーバ:7年 法定の賦課決定期間に対応するため。 ②国税連携システム(eLTAAX)の国税連携データ受信サーバ:2年 地方税電子化協議会の仕様にて最大2年分を保管可能なように定められており要件を満たすよう運用している。	①審査システム(eLTAAX)の審査サーバ:7年 法定の賦課決定期間に対応するため。 ②国税連携システム(eLTAAX)の国税連携データ受信サーバ:2年 地方税共同機構の仕様にて最大2年分を保管可能なように定められており要件を満たすよう運用している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (名称変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイルeLTAAX) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所②データ保管場所	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税電子化協議会からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	事後	重要な変更にあたらぬ。 (名称変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所課税情報ファイルeLTAAX) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所②データ保管場所	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税電子化協議会からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	②データ保管場所：上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し/受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施) b. 媒体運搬はeLTAAX担当社員にのみ限定	事後	重要な変更にあたらぬ。 (名称変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	区政支援課	区政推進課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和4年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税情報ファイル(eLTAAX)) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]4情報(指名、性別、生年月日、住所)	[O]4情報(指名、性別、生年月日、住所)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <個人住民税情報ファイル> 1.当初資料ファイル ・給支支払報告書	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・ハッチ連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・個人番号・受給者番号・バンチ氏名カナ・バンチ生年月日・専給区分・給支収入一般・給支収入専従・給支特定控除・給支所得・所得控除合計・源泉徴収税額・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・配偶者特別控除・扶養・特定・扶養・同居老親・扶養老人合計・扶養一般・扶養障害・特別同居・扶養障害特別合計・扶養障害その他・控除・小規模企業共済等掛金・控除・社会保険料・控除・生命保険料・控除・損害保険料・控除・住宅取得特別・定率控除額・前職分給与・配偶者所得・生命保険・個人年金支払額・損害保険長期支払額・本人・夫あり・本人・未成年・乙欄区分・本人・特別障害・本人・その他障害・本人・老年者・本人・寡婦・本人・寡夫・本人・勤労学生・死亡退職・災害者・外国人・就退職区分・就退職年月日・算入強制区分・強制親区分・警告エラー無視サイン・併徴先判定区分・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時・更新職員識別番号・更新端末番号・国民年金保険料等・転送区分・転送先コード・転送日・年調区分・住宅取得等特別控除可能額・エラー分類・前職合算・前職被合算・摘要・リンク区分・普徴区分・普徴有無区分・住所区・住宅居住開始年月日1・住宅居住開始年月日2・住宅借入金等年末残高1・住宅借入金等年末残高2・住宅借入適用区分1・住宅借入適用区分2・住宅借入適用区分3・エラー詳細コード・扶養年少・生命保険支払額・新生命保険支払額・新生命保険個人年金支払額・新生命保険介護医療支払額・資料に記載された個人番号・住宅新消費税率適用区	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・ハッチ連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・個人番号・受給者番号・バンチ氏名カナ・バンチ生年月日・専給区分・給支収入一般・給支収入専従・給支特定控除・給支所得・所得控除合計・源泉徴収税額・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・配偶者特別控除・扶養・特定・扶養・同居老親・扶養老人合計・扶養一般・扶養障害・特別同居・扶養障害特別合計・扶養障害その他・控除・小規模企業共済等掛金・除・社会保険料・控除・生命保険料・控除・損害保険料・控除・住宅取得特別・定率控除額・前職分給与・配偶者所得・生命保険・個人年金支払額・損害保険長期支払額・本人・夫あり・本人・未成年・乙欄区分・本人・特別障害・本人・その他障害・本人・老年者・本人・寡婦・本人・寡夫・本人・勤労学生・死亡退職・災害者・外国人・就退職区分・就退職年月日・算入強制区分・強制親区分・警告エラー無視サイン・併徴先判定区分・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時間・更新職員識別番号・更新端末番号・国民年金保険料等・転送区分・転送先コード・転送日・年調区分・住宅取得等特別控除可能額・エラー分類・前職合算・前職被合算・摘要・リンク区分・普徴区分・前職有無区分・住所区・住宅居住開始年月日1・住宅居住開始年月日2・住宅借入金等年末残高1・住宅借入金等年末残高2・住宅借入適用区分1・住宅借入適用区分2・住宅借入適用区分3・エラー詳細コード・扶養年少・生命保険支払額・新生命保険支払額・新生命保険個人年金支払額・新生命保険介護医療支払額・資料に記載された個人番号・住宅新消費税率	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <個人住民税情報ファイル> 1.当初資料ファイル ・年金支払報告書	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・バツ子連番・処理コード・資料番号・合算区分・入力区分・徴収区分・指定番号・バツ子生年月日・バツ子氏名カナ・年金収入・年金所得・源泉徴収税額・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・定率控除額・配偶者所得・配偶者特別控除・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・本人 特別障害・本人 その他障害・本人 老年者・本人 寡婦・本人 寡夫・本人 勤労学生・扶養 特定・扶養 同居老親・扶養 老人合計・扶養 一般・扶養 障害特別同居・扶養 障害特別合計・扶養 障害その他・控除 社会保険料・算入強制区分・強制親区分・本人 夫あり・警告エラー無視サイン・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時間・更新職員識別番号・更新端末番号・転送区分・転送先コード・転送日・年調区分・エラー分類・個人特定コード・リンク区分・住所区・エラー詳細コード	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・バツ子連番・処理コード・資料番号・合算区分・入力区分・徴収区分・指定番号・バツ子生年月日・バツ子氏名カナ・年金収入・年金所得・源泉徴収税額・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・定率控除額・配偶者所得・配偶者特別控除・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・本人 特別障害・本人 その他障害・本人 老年者・本人 寡婦・本人 寡夫・本人 勤労学生・扶養 特定・扶養 同居老親・扶養 老人合計・扶養 一般・扶養 障害特別同居・扶養 障害特別合計・扶養 障害その他・控除 社会保険料・算入強制区分・強制親区分・本人 夫あり・警告エラー無視サイン・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時間・更新職員識別番号・更新端末番号・転送区分・転送先コード・転送日・年調区分・エラー分類・個人特定コード・リンク区分・住所区・エラー詳細コード	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <個人住民税情報ファイル> 1.当初資料ファイル ・確定申告書・住民税申告書	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・バツ子連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・個人番号・受給者番号・バツ子生年月日・バツ子氏名カナ・税務署番号・税務署連絡区分・警告エラー無視サイン・強制課税区分・手入力区分・所得 営業等・所得 営業 営業等内訳・所得 他事 営業等内訳・所得 漁業 営業等内訳・所得 農業 ・所得 肉用牛 免税除外計・所得 肉用牛 免税除外額・所得 不動産・所得 利子・所得 配当 配当控除適用分・所得 配当 配当控除適用無分・所得 配当 少額・所得 給与・所得 公的年金・所得 雑・所得 譲渡一時・所得 一時2分の1前・所得 総合短期・所得 総合譲渡長期2分の1前・所得 退職・所得 分離山林・所得 分離事業雑・所得 分離短期・所得 分離短期軽減・所得 分離長期一般・所得 分離長期優良・所得 分離長期居住・所得 分離有価証券上場・所得 分離有価証券未公開・所得 分離先物取引・合計所得金額・総所得金額・総所得金額等・純損失の金額・雑損失の金額・分離先物取引繰越控除・専従者控除 配偶者・専従者控除 その他・平均課税 前々年の変動所得・平均課税 前年の変動所得・平均課税 変動所得・平均課税 臨時所得・特別控除 一時・特別控除 総合譲渡・特別控除 短期・特別控除 短期軽減・特別控除 長期一般・特別控除 長期優良・特別控除 長期居住・特別控除 山林・特別控除 有価証券上場・特別控除 有価証券未公開・給与収入一般・給与収入専従・給与特定控除・公的年金収入・本人 特別障害・本人 その他障害・本人 老年者・本人 寡婦・本人 寡夫・本人 勤労学生・本人 未成年・本人 夫あり・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・配偶者所得・扶養 一般・扶養 特定・扶養 老人同居・扶養 老人合計・扶養 障害特別同居・扶養 障害特別合計・扶養 障害その他	・納税者番号・相当年度・算定団体コード・バツ子連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・個人番号・受給者番号・バツ子生年月日・バツ子氏名カナ・税務署番号・税務署連絡区分・警告エラー無視サイン・強制課税区分・手入力区分・所得 営業等・所得 営業 営業等内訳・所得 他事 営業等内訳・所得 漁業 営業等内訳・所得 農業 ・所得 肉用牛 免税除外計・所得 肉用牛 免税除外額・所得 不動産・所得 利子・所得 配当 配当控除適用分・所得 配当 少額・所得 給与・所得 公的年金・所得 雑・所得 譲渡一時・所得 一時2分の1前・所得 総合短期・所得 総合譲渡長期2分の1前・所得 退職・所得 分離山林・所得 分離事業雑・所得 分離短期・所得 分離短期軽減・所得 分離長期一般・所得 分離長期優良・所得 分離長期居住・所得 分離有価証券上場・所得 分離有価証券未公開・所得 分離先物取引・合計所得金額・総所得金額・総所得金額等・純損失の金額・雑損失の金額・分離先物取引繰越控除・専従者控除 配偶者・専従者控除 その他・平均課税 前々年の変動所得・平均課税 前年の変動所得・平均課税 変動所得・平均課税 臨時所得・特別控除 一時・特別控除 総合譲渡・特別控除 短期・特別控除 短期軽減・特別控除 長期一般・特別控除 長期優良・特別控除 長期居住・特別控除 山林・特別控除 有価証券上場・特別控除 有価証券未公開・給与収入一般・給与収入専従・給与特定控除・公的年金収入・本人 特別障害・本人 その他障害・本人 老年者・本人 寡婦・本人 寡夫・本人 勤労学生・本人 未成年・本人 夫あり・控除対象配偶者あり・控除対象配偶者あり老人・配偶者所得・扶養 一般・扶養 特定・扶養 老人同居・扶養 老人合計・扶養 障害特別同居・扶養 障害特別合計・扶養 障害その他	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <個人住民税情報ファイル> 5.課税台帳ファイル ・課税情報	・県民税 老年者非課税経過措置・市民税 配当譲渡割控除不足額・県民税 配当譲渡割控除不足額・市民税 調整控除額・県民税 調整控除額・所得 分離長期居住特例・分離長期居住特例の損失・収入 配当 私募証券・収入 配当 一般外貨建等証券・所得 配当 私募証券・所得 配当 一般外貨建等証券・強制送付区分・所得税 外国税額控除・所得税 住宅ローン控除・資料番号・住宅取得控除 入力値・市民税 税源移譲減額 計算値・市民税 住宅取得控除 税額控除・県民税 住宅取得控除 税額控除・市民税 税源移譲減額 税額控除・県民税 税源移譲減額 税額控除・翌年申告作成区分・住宅取得等特別控除 計算値・住宅取得等特別控除可能額・県民税 税源移譲減額 計算値・送付区分・調査コード・金額予備8・金額予備9・金額予備10・寡婦事由・譲渡割額・市民税 譲渡割額・県民税 譲渡割額・異動種別・指定番号2・個人番号2・受給者番号2・異動届給与・控除 寄付金 ふるさと納税・控除 寄付金 共同募金日赤支部・控除 寄付金 市区町村条例指定・控除 寄付金 都道府県条例指定・市民税 寄附金税額控除・県民税 寄附金税額控除・所得 分離上場配当 収入 分離上場配当 課税標準額 上場配当 市民税 上場配当 県民税 上場配当 分離上場配当繰越損失・宅取得等特別控除可能額 H21・住借控除用 課税標準額等・住借控除用 所得税額・還付申告区分・異動届給与額一般・異動届社会保険料・還付加算起算日・減免区分・普徴減免開始月・特徴減免開始月・減免率・国外所得・外国所得税 扶養 年少・控除 寄附金 特定 控除 寄附金 震災関連・控除 寄附金 特定震災指定・控除 寄附金 認定NPO・所得税 寄附金税額控除・控除 寄附金 政党等・金額予備12・金額予備13・金額予備14・金額予備15・新生命保険 支払額・新生命保険 個人年金支払額・新生命	・県民税 老年者非課税経過措置・市民税 配当譲渡割控除不足額・県民税 配当譲渡割控除不足額・市民税 調整控除額・県民税 調整控除額・所得 分離長期居住特例・分離長期居住特例の損失・収入 配当 私募証券・収入 配当 一般外貨建等証券・所得 配当 私募証券・所得 配当 一般外貨建等証券・強制送付区分・所得税 外国税額控除・所得税 住宅ローン控除・資料番号・住宅取得控除 入力値・市民税 税源移譲減額 計算値・市民税 住宅取得控除 税額控除・県民税 住宅取得控除 税額控除・市民税 税源移譲減額 税額控除・県民税 税源移譲減額 税額控除・翌年申告作成区分・住宅取得等特別控除 計算値・住宅取得等特別控除可能額・県民税 税源移譲減額 計算値・送付区分・調査コード・金額予備8・金額予備9・金額予備10・寡婦事由・譲渡割額・市民税 譲渡割額・県民税 譲渡割額・異動種別・指定番号2・個人番号2・受給者番号2・異動届給与額・異動届社会保険料・当初資料更正内容コード・控除 寄付金 ふるさと納税・控除 寄付金 共同募金日赤支部・控除 寄付金 市区町村条例指定・控除 寄付金 都道府県条例指定・市民税 寄附金税額控除・県民税 寄附金税額控除・所得 分離上場配当 収入 分離上場配当 課税標準額 上場配当 市民税 上場配当 県民税 上場配当 分離上場配当繰越損失・宅取得等特別控除可能額 H21・住借控除用 課税標準額等・住借控除用 所得税額・還付申告区分・異動届給与額一般・異動届社会保険料・還付加算起算日・減免区分・普徴減免開始月・特徴減免開始月・減免率・国外所得・外国所得税 扶養 年少・除 寄附金 特定 控除 寄附金 震災関連・控除 寄附金 特定震災指定・控除 寄附金 認定NPO・所得税 寄附金税額控除・控除 寄附金 政党等・金額予備12・金額予備13・金額予備14・金額予備15・新生命	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <個人住民税情報ファイル (eLTAX)> 5.国税情報	国税情報	5. 国税情報	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 〈固定資産税償却資産情報ファイル(eLTAX)〉 2.償却資産種類別明細(増加・全資産)	・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・種類別明細書(増加資産・全資産用)・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額(イ)・耐用年数・減価残存率(ロ)・価額(ハ)・[課税標準の特例]率・[課税標準の特例]コード・課税標準額・限度額表示・事由・摘要・数量・取得価額・価額・課税標準額・[取得価額前年中増加額]構築物・[取得価額前年中増加額]機械及び装置・[取得価額前年中増加額]船舶・[取得価額前年中増加額]航空機・[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具・[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中増加額]合計・[評価額]構築物・[評価額]機械及び装置・[評価額]船舶・[評価額]航空機・[評価額]車両及び運搬具・[評価額]工具、器具及び備品・[評価額]合計・[課税標準額]構築物・[課税標準額]機械及び装置・[課税標準額]船舶・[課税標準額]航空機・[課税標準額]車両及び運搬具・[課税標準額]工具、器具及び備品・[課税標準額]合計・[件数]構築物・[件数]機械及び装置・[件数]船舶・[件数]航空機・[件数]車両及び運搬具・[件数]工具、器具及び備品・[件数]合計	・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・種類別明細書(増加資産・全資産用)・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減価残存率・価額・[課税標準の特例]率・[課税標準の特例]コード・課税標準額・限度額表示・事由・摘要・数量・取得価額・価額・課税標準額・[合計]数量・[合計]取得価額・[合計]価額・[合計]課税標準額・[取得価額前年中増加額]構築物・[取得価額前年中増加額]機械及び装置・[取得価額前年中増加額]船舶・[取得価額前年中増加額]航空機・[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具・[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中増加額]合計・[評価額]構築物・[評価額]機械及び装置・[評価額]船舶・[評価額]航空機・[評価額]車両及び運搬具・[評価額]工具、器具及び備品・[評価額]合計・[課税標準額]構築物・[課税標準額]機械及び装置・[課税標準額]船舶・[課税標準額]航空機・[課税標準額]車両及び運搬具・[課税標準額]工具、器具及び備品・[課税標準額]合計・[件数]構築物・[件数]機械及び装置・[件数]船舶・[件数]航空機・[件数]車両及び	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 〈固定資産税償却資産情報ファイル(eLTAX)〉 3.償却資産種類別明細(減少)	・所有者コード・申告年度・全頁数・異動入力区分・修正入力区分・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・事由・区分・摘要・[合計]数量・[合計]取得価額・[取得価額前年中減少額]構築物・[取得価額前年中減少額]機械及び装置・[取得価額前年中減少額]船舶・[取得価額前年中減少額]航空機・[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具・[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中減少額]合計	・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・異動入力区分・修正入力区分・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・事由・区分・摘要・[合計]数量・[合計]取得価額・[取得価額前年中減少額]構築物・[取得価額前年中減少額]機械及び装置・[取得価額前年中減少額]船舶・[取得価額前年中減少額]航空機・[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具・[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中減少額]合計	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 〈固定資産税償却資産情報ファイル(eLTAX)〉 4.税務代理権限証書	・整理番号・提出年月日・あて先・[税理士又は税理士法人]氏名又は名称・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の名称・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の所在地・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]電話・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]連絡先・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]電話・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]税理士会名・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]支部名・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]登録番号等・税理士または税理士法人・過半数に関する税務代理・調査の通知に関する同意・日付・[依頼者]氏名又は名称・[依頼者][住所又は事務所の所在地]住所又は事務所の所在地・[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話・[1税務代理の対象に関する事項]税目・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]年度・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]自・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]至・[※事務処理欄]部門・[※事務処理欄]業種・[※事務処理欄]予備・[※事務処理欄]他部門等回付・[※事務処理欄]括弧	・整理番号・提出年月日・あて先・[税理士又は税理士法人]氏名又は名称・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の名称・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の所在地・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]電話・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]連絡先・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]電話・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]税理士会名・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]支部名・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]登録番号等・税理士または税理士法人・過半数に関する税務代理・調査の通知に関する同意・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め・日付・[依頼者]氏名又は名称・[依頼者][住所又は事務所の所在地]住所又は事務所の所在地・[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話・[1税務代理の対象に関する事項]税目・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]年度・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]自・[1税務代理の対象に関する事項][年分等]至・2その他事項・[※事務処理欄]部門・[※事務処理欄]業種・[※事務処理欄]予備・[※事務処	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和4年11月30日	別紙2 No1 移転先の用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(以下「規則」という)で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(以下「規則」という)で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和4年11月30日	別紙2 No22 移転先の用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	各事務システム	各業務システム	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市長公室総合政策部DX推進課	市長公室DX推進課	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	情報政策課	DX推進課	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	6件	5件	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	特別徴収税額通知書印字及び封入封緘業務委託	削除	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	委託事項5市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託	委託事項4市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<共通基盤システムにおける措置> 保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	・相模原市情報公開条例に基づく公開請求による確認 ・相模原市ホームページに掲載された、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書による確認	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (要綱の変更によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	納税通知書の印刷・封入・封緘	削除	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項4 申告書(償却資産)のデータパンチ	委託事項3 申告書(償却資産)のデータパンチ	事前	重要な変更にあたらぬ。 (委託業務の減によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	・相模原市情報公開条例に基づく公開請求による確認 ・相模原市ホームページに掲載された、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書による確認	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (要綱の変更によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<共通基盤システムにおける措置> 保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。	<共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<共通基盤システムにおける措置> 保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。	<共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所課税情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	情報政策課	DX推進課	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所課税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用	情報政策課	DX推進課	事前	重要な変更にあたらぬ。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<共通基盤システムにおける措置> 保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。	<共通基盤システムにおける措置> 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル(eLTAX)) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<紙に印刷したデータについて> 紙媒体による申告情報は、関係者以外立ち入りできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (セキュリティ強化によるもの)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル(eLTAX)) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	①情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (セキュリティ強化によるもの)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。	※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (セキュリティ強化によるもの)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 3 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務以外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 <共通基盤システムにおける措置>④	④共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。	④共通基盤システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	総務大臣	内閣総理大臣	事前	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	総務大臣	内閣総理大臣	事前	重要な変更にあたらぬ。 (法令の制定による変更)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 誤った情報を提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (セキュリティの強化によるもの)
令和5年3月28日	III リスク対策 課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税) 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更にあたらぬ。 (セキュリティの強化によるもの)

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者

No	情報照会者	事務	法令上の根拠	
			(別表第2項番号)	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	1	命令第1条
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	2	命令第2条
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	3	命令第3条
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	4	命令第4条
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	6	命令第6条
6	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	8	命令第7条
7	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	9	命令第8条
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	11	命令第10条
9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	16	命令第12条
10	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	18	命令第13条
11	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	20	命令第14条
12	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	23	命令第16条
13	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	26	命令第19条
14	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	27	命令第20条
15	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	28	命令第21条
16	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	29	条項未制定
17	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	30	条項未制定

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者

No	情報照会者	事務	法令上の根拠	
			(別表第2項番号)	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)
18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	31	命令第22条
19	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	34	命令第22条の3
20	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	35	命令第22条の4
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	37	命令第23条
22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	38	命令第24条
23	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	39	命令第24条の2
24	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	40	命令第24条の3
25	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	42	命令第25条
26	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	48	命令第26条の3
27	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	53	命令第27条
28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	54	命令第28条
29	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	57	命令第31条
30	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	58	命令第31条の2の2
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	59	命令第31条の3
32	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	61	命令第32条
33	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	62	命令第33条
34	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	63	命令第34条
35	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	64	命令第35条

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者

No	情報照会者	事務	法令上の根拠	
			(別表第2項番号)	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)
36	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	65	命令第36条
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	66	命令第37条
38	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	67	命令第38条
39	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	70	命令第39条
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	71	命令第39条の2
41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	74	命令第40条
42	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	80	命令第43条
43	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	84	命令第43条の3
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	85の2	命令第43条の4
45	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	87	命令第44条
46	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	91	命令第44条の5
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	92	命令第45条
48	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	94	命令第47条
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	97	命令第49条
50	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	101	命令第49条の2

(別紙1) 番号法別表第2に掲げる情報照会者

No	情報照会者	事務	法令上の根拠	
			(別表第2項番号)	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)
51	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	102	条項未制定
52	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	103	命令第51条
53	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	106	命令第53条
54	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	107	命令第54条
55	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	108	命令第55条
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	113	命令第58条
57	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	114	命令第59条
58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	115	条項未制定
59	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	116	命令第59条の2の2
60	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	117	命令第59条の2の3
61	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	120	命令第59条の3
62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	121	命令第59条の4

(別紙2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者

No	移転先	(別表第1項番号)	移転先の用途
1	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	7	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(以下「規則」という)で定めるもの
	健康福祉局 保健衛生部 中央保健センター、緑保健センター津久井担当		
	こども・若者未来局 こども家庭課		
	こども・若者未来局 緑、南子育て支援センター		
	こども・若者未来局 児童相談所		
2	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	こども・若者未来局 こども・若者政策課		
	こども・若者未来局 保育課		
	こども・若者未来局 こども家庭課		
	こども・若者未来局 緑・中央・南子育て支援センター		
3	こども・若者未来局 こども家庭課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	こども・若者未来局 緑・中央・南子育て支援センター		
4	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
5	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
6	健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
7	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
8	財政局 税制・債権対策課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	財政局 納税課		
	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課		
	緑区役所 区民課、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター		
	南区役所 区民課		

(別紙2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例に定める者

No	移転先	(別表 第1項 番号)	移転先の用途
9	都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
10	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課	30	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	緑区役所 区民課、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター		
	南区役所 区民課		
11	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
12	こども・若者未来局 子育て給付課	37	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
13	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター		
14	こども・若者未来局 子育て給付課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
15	こども・若者未来局 子育て給付課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
16	こども・若者未来局 子育て給付課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
17	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
18	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
19	健康福祉局 保健衛生部 中央保健センター、緑保健センター津久井担当	49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	こども・若者未来局 子育て給付課		
	こども・若者未来局 緑、南子育て支援センター		
20	こども・若者未来局 子育て給付課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
21	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
22	都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	61の 2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの

(別紙2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例に定める者

No	移転先	(別表 第1項 番号)	移転先の用途
23	健康福祉局 生活福祉部 生活福祉課	63	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
24	健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課		
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター		
25	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
26	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課		
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉センター		
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課		
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山・相模湖・藤野福祉相談センター		
	こども・若者未来局 こども家庭課		
27	こども・若者未来局 こども・若者政策課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
	こども・若者未来局 保育課		
	こども・若者未来局 緑・中央・南子育て支援センター		
28	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	98	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
29	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	-	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
30	健康福祉局 生活福祉部 緑・中央・南生活支援課	-	相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	こども・若者未来局 子育て給付課		
31	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	-	児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
32	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課	-	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

(別紙2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例に定める者

No	移転先	(別表 第1項 番号)	移転先の用途
33	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	—	婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族を有するもの等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなすことによつて行つた費用等の算定に関する事務であつて規則で定めるもの
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課		
	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課		
	健康福祉局 保健衛生部 中央保健センター、緑保健センター津久井担当		
	子ども・若者未来局 子ども・若者政策課		
	子ども・若者未来局 子ども・若者支援課		
	子ども・若者未来局 保育課		
	子ども・若者未来局 子育て給付課		
	子ども・若者未来局 緑・中央・南子育て支援センター		
	子ども・若者未来局 児童相談所		
都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課			
34	都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課	—	相模原市市営住宅条例第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
35	健康福祉局 生活福祉部 保険企画課	31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令及び規則で定めるもの
	緑区役所 区民課		
	南区役所 区民課		
36	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令及び規則で定めるもの
	緑区役所 区民課		
	南区役所 区民課		
37	健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課	—	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑・中央・南高齢・障害者相談課		
	健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課、城山・相模湖・藤野福祉相談センター		

(別紙3) 用語一覧表

アクセスログ	コンピュータの接続履歴を記録したファイル。 コンピュータの操作やネットワークからのアクセス等を記録したもの。
ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するために、各ウイルスの特徴をまとめたファイル。
可搬記憶媒体	補助記憶装置の一種で、フロッピーディスク、MO、CD-R等。
情報提供ネットワークシステム	個人番号（マイナンバー）と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システム。
シングルサインオン	一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。 【セキュリティホール】 ソフトウェアの設計ミスなどによって生じた、システムのセキュリティ上の弱点。
中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会・提供等の業務を行うシステム。
中間サーバー・プラットフォーム	自治体中間サーバー・ソフトウェアを使用するためのハードウェア等について、共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構が整備・運用するプラットフォーム。 【プラットフォーム】 コンピュータにおいて、ソフトウェアが動作するための土台（基盤）として機能する部分のこと。
チェックデジット	数列の誤りの検出をしたり捏造を防止するために、単純な計算や操作の組み合わせに従って付加される数値や記号。
2要素認証	2つの認証方式を併用して精度を高めた認証方式。
バッチ処理	一定期間（一定量）データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。
ファイアウォール	コンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システム。
マスキング処理	対象にしたくない範囲を保護するために覆うこと。
ミドルウェア	オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトの間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。 【オペレーティングシステム（OS）】 機器の基本的な管理や制御のための機能や多くのソフトウェアが共通して利用する基本的な機能などを実装した、システム全体を管理するソフトウェア。 【アプリケーションソフト】 ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェア。
UTM (Unified Threat Management)	セキュリティ対策手法の一つで、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威から効率的かつ包括的に保護するセキュリティ機器。
VPN (Virtual Private Network)	2つの拠点間で、専用の接続方法や暗号化を用いることにより、仮想的な接続を創り上げることで、あたかも内部の通信のように、企業内ネットワークの機械的、セキュリティ的、管理上のポリシーの恩恵を受けながらデータの送受信可能なネットワーク。